

平成24年第3回当別町議会定例会 第1日

平成24年9月25日（火曜日） 午前10時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 理事者の報告

第 5 議会運営委員会報告（当別町議会定数削減の請願について）

第 6 総務文教厚生常任委員会報告（道内所管事務調査）

第 7 産業建設常任委員会報告（道内所管事務調査）

第 8 監査委員の報告（議会請求に基づく監査結果について）

追加日程第 1 議員提案第4号 渋谷俊和議員に対する平成23年度政務調査費返還勧告決議

第 9 監査委員の報告（住民監査請求に係る監査結果について）

第10 議員提案第1号 当別町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

第11 議員提案第2号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

第12 議員提案第3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

第13 議案第 1号 教育委員会委員の任命について

第14 議案第 2号 教育委員会委員の任命について

第15 認定第 1号 平成23年度当別町各会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成23年度当別町水道事業会計決算認定について

散 会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 山田明君 | 2番 | 古谷陽一君 |
| 3番 | 宮司正毅君 | 4番 | 渋谷俊和君 |
| 5番 | 稲村勝俊君 | 6番 | 石川和栄君 |
| 7番 | 臼杵英男君 | 8番 | 小早川孝男君 |
| 9番 | 神林俊一君 | 10番 | 岡野喜代治君 |
| 11番 | 市川正君 | 12番 | 桐井信征君 |
| 13番 | 島田裕司君 | 14番 | 竹田和雄君 |
| 15番 | 柏樹正君 | 16番 | 後藤正洋君 |
| 17番 | 高谷茂君 | | |

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

| | |
|------------|--------|
| 町長 | 泉亭俊彦君 |
| 副町長 | 近藤充徳君 |
| 総務部長 | 加賀谷定歳君 |
| 総務課長 | 野村雅史君 |
| 財政課長 | 江口昇君 |
| 企画部長 | 増輪肇君 |
| 美しいまちづくり課長 | 熊谷康弘君 |
| 住民環境部長 | 森田至君 |
| 環境生活課長 | 中出徳昭君 |
| 福祉部長 | 高橋通君 |
| 福祉課長 | 高取真由美君 |
| 経済部長 | 竹原陽一君 |
| 農林課長 | 三上晶君 |
| 建設水道部長 | 堤和弘君 |
| 建設課長 | 高松悟志君 |
| 代表監査委員 | 米口稔君 |
| 教育委員長 | 大澤勉君 |
| 教育長 | 山内秀治君 |
| 教育部長 | 小山久夫君 |

管 理 課 長 山 田 敏 行 君

事務局職員出席者

| | |
|----------------|----------------|
| 事 務 局 長 | 滝 本 隆 志 君 |
| 次 長 | 五十嵐 一 夫 君 |
| 主 幹 | 小 川 義 則 君 |
| 主 事 | 浦 島 卓 君 |

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、平成24年第3回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程でございますが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

4番 渋谷 俊和 君

5番 稲村 勝俊 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(高谷 茂君) 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成24年9月25日から10月5日までの11日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、9月25日から10月5日までの11日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(高谷 茂君) 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

次に、議長、副議長の出張報告をいたします。

7月12日、美瑛町で開催された全国森林環境税創設促進議員連盟第19回定期総会に出席をいたしました。

7月23日、姉妹都市であります宇和島市に表敬訪問いたしました。

7月27日、東京都で開催された平成24年度防衛省全国情報施設協議会総会に出席をいたしました。

9月5日から12日まで姉妹都市であるスウェーデンレクサンド市を訪問してまいりました。

9月8日に後藤副議長が姉妹都市である大崎市に表敬訪問いたしました。

なお、復命書につきましては議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。

以上、報告を終わります。



◎理事者の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第4、理事者において報告事項があれば、その報告を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 行政報告を2件申し上げます。

最初に、レクサンド市との姉妹都市提携25周年についてであります。このたび姉妹都市提携25周年のレクサンド市訪問は四半世紀の大きな節目となる記念式典のほか、さまざまな行事に参加してまいりました。訪問団編成から渡航に当たっては、当別・レクサンド都市交流協会と連携しながら準備を進め、町、議会、関係団体から16名、一般公募22名の当別町訪問団38名を加え、在札幌スウェーデン王国名誉領事館、北海道国際交流協会総合センター、また北海道医療大学、北海道東海大学など関係機関、いわゆるゲスト訪問団として32名、合計70名の大訪問団で今後のまちづくりにレクサンド市との交流はアピールなどを含めまして有意義であると判断をいたしまして、当別町とレクサンド市の節目の行事に出席してきたところであります。特に元駐日スウェーデン大使参事官で現在スウェーデン外務省の担当官ご夫妻、在スウェーデン日本大使館、在札幌スウェーデン名誉領事ご夫妻、ダーラナ県知事ご出席のもと、また北海道知事のメッセージを携えながら記念式典に参席したところでありますが、スウェーデン流の明朗さと日本の尊厳さが融合されたとてもすばらしい式典でありました。これは、当別町との交流の中で日本の文化を十分にご理解をされ、吸収していなければできないレクサンド市ならではの式典であったと関係者から評価もいただき、非常に高いものでありました。また、このたびの25周年を記念して両市町の末永い発展のために当別町から25本の桜を寄贈し、日本庭園に続く沿道に両市町共同の記念植樹を行ってまいりました。その他、記念パレード、起業家と、それから農業関

係者による懇談、それから福祉施設など盛りだくさんな15以上のプログラムをレクサンド市のほうで用意していただいたところであります。10年前は、レクサンド市の日程の限られた方々による交流というイメージが強かったのでございますが、今回は市民ぐるみでつくり上げたたくさんイベント、そういうことで25周年事業であったというふうに感じましたし、3年前に総務大臣賞をいただいた当別町として国際姉妹都市交流の手本になるような交流ができたことを関係者に対して誇らしく、このことに対していろいろ準備をしてくださった関係者に対して誇らしく感じてきたところでございます。さらに、ストックホルム市において在スウェーデン日本大使館と連携したプログラム、大使館と一自治体が連携できたということ、これはやっぱり25年の実績であったというふうに自画自賛しておりますけれども、それが遂行できたということ、これはすごいと思っております、日本大使館表敬訪問、大使館がアレンジしてくれたストックホルム市内での福祉だとか環境施策、そういうことについて先進的な事例、永久に続くような環境の施策についていろんな先例を、事例を視察させていただいた。そして、大使公邸におきましてレセプション参加という従来自治体レベルではとてもできない交流で、あり得ない交流だったというふうに思いますけれども、そういうプログラムが実現したのでございます。これは、当別町の国際交流の長い歳月の継続と当別町の町民の皆さんの真剣さ、それから質の高さによって実現したものであるというふうに思いますが、訪問団員はレクサンド市に赴きましてこの交流の歴史は何を意味しているかということを感じていただいたことと思っております。渡邊大使及び大使館の方々に改めてこの議場から厚く感謝申し上げる次第でございます。最後になりますが、平成4年より国際交流連絡員を務めていただいておりますレクサンド市の八幡敬子様におかれましては、就任後丸20年を迎えますが、今後ますますレクサンド市と当別町の交流事業が進展することによって連絡員の重要度が高まってくるものと考えておりまして、次の代の連絡員の候補といたしまして八幡連絡員、それからリリエベリ市長さん、それからニーゴード議長さんなども本町の考え方についてご理解をいただくためのいろいろな意見交換をしてきたところでございます。このこともあわせてご報告させていただきます。

次に、議席番号4番、渋谷俊和議員の平成23年度政務調査費の不適切な支出に関する返還請求についてご報告いたします。平成24年6月12日付で高谷茂議長から当別町議会政務調査費の交付に関する条例第11条の規定に基づく渋谷議員の平成23年度政務調査費の返還手続を進めることという議題を受け、町としては渋谷議員の誠意ある対応を見きわめるため相当な時間をとり対応を検討してまいりましたが、渋谷議員からは返還される意思が見込めないことから、平成24年7月27日付、平成23年度政務調査費の不適切な支出に関する返還請求について文書で要求をし、返還期限を8月10日と切ってきたところでありますが、この間渋谷議員からは誠意ある対応をいただけませんでした。その後、平成24年8月13日には当別町監査委員から大半が使途基準に合致しない不適切な支出との判断が示されたにもかかわらず、渋谷議員から返還の意思は示されませんでした。これを受けまして、

渋谷議員本人から直接事情を確認すべく平成24年8月21日付文書において8月27日参集を願ったところであり、当日、渋谷議員に対し平成23年度政務調査費について大半が使途基準に合致しない不適正な支出であり、当別町議会、当別町監査委員及び当別町から再三にわたる指摘、返還請求に何ら誠意ある対応を示さず、もちろん返還もされないことはまことに遺憾であり、速やかに返還することを強く要求し、同日付返還請求文書を直接手渡ししたところであり、しかし、渋谷議員の態度は政務調査費に対する身勝手な持論を展開するのみであり、当別町議会全議員で決定し、もちろん渋谷議員自身も参画した議員協議会での政務調査費関係の規則改正や手引について合意事項すら、みずから合意したことすら認めず、返還請求するについては趣旨は理解したが、本日のところ返還する意思がない、今後の返還の有無についても態度は保留するというとても受け入れられるものではありませんでした。これを受けて、高谷議長に対し平成24年8月28日付文書で当別町としての一連の対応及びこれに対する渋谷議員の不誠実な対応について報告したところであり、当別町といたしましては、渋谷議員みずからが不適正な支出を反省し、速やかに返還に応じることを期待し、改めて平成24年9月14日付で文書で返還要求をしたところであり、高谷議長に対しまして当別町の対応を再度報告いたしました。本日現在、いまだ返還されていないというまことに遺憾な状態であり、町としては今次この定例議会の中で平成23年度当別町決算額139億3,245万円の執行は町民お一人お一人の協力により財政の健全化のため全職員が公務に精励してきた結果を審査いただくためにも、速やかに適正な状態となるように今後も断固として臨むことをお伝えし、報告させていただきます。

以上、2件行政報告といたします。



◎議会運営委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第5、議会運営委員会に付託しておりました当別町議会定数削減の請願について委員長の報告を求めます。

委員長。

○議会運営委員会委員長（島田裕司君） 議会運営委員会報告書。

本委員会に付託された下記の請願について、審査した結果を次のとおり報告いたします。
記。当別町議会定数削減の請願について。

当別町議会は平成23年の選挙後、議会改革全般にわたり検討を続けており、議員定数についての議論も重ねてまいりました。平成21年の地方自治法改正により、議員定数の上限が撤廃され、議員定数の明確な基準は存在していない。どのような定数にするか、それぞれの自治体が決定するものである。今後、町民の意見を聞く機会の確保に努めるとともに、当別町議会にとって、必要な定数が何人なのか議論を深め、結論を出さなければならない。

請願書は、議員定数削減の必要性について、「経費節減」の視点からしか理由を述べら

れておらず、当別町議会にとって、必要な定数が何人なのかという論点が全く示されていない。議会が、住民全体の代表者、奉仕者であるという議会の本質を鑑みれば、住民の年齢、性別、職業、地域など多様な要素の中から議員を選出されるべきものであり、財政難の解消や住民負担の軽減のみを理由に議員定数を論じるべきものではない。

平成19年の改選期に5人削減した現行の議員定数17名からさらに5人を削減し12名とする大幅な定数削減は、「具体的政策の最終決定」、「行財政運営の批判と監視」、「民意の反映」という議会の役割を果たすことが困難になり、議会の存在意義である討論の機能が損なわれるおそれがある。

よって、この請願については不採択とすることに決定した。

以上、本委員会の報告とする。

平成24年9月25日、当別町議会議長、高谷茂様。

議会運営委員会委員長、島田裕司。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） それでは、討論に入ります。

本案に対する反対の発言を許します。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 日程第5の議運の報告で議員定数の削減について今回の結論が報告されました。

今の報告の中で特に経費節減の観点からしか、視点からしか理由を述べておらずというぐあいに報告されました。これは、正確ではないというぐあいに思います。自治法により上限がなくなりました。当別町、この請願書についての意見を求められて、私もその意見を述べさせていただいたときにもはっきり申しましたように、当別町の人口の問題、それからそういう上限がなくなった問題含めて、住民1,500人もしくは1,600人で1人の議員で十分機能が発揮できるのではないかというお話もしました。したがって、経費節減の観点からだけしかこの請願書は出されていないということは決してない。そういう点では、この判断する材料について間違っているのではないかということ指摘して、今の請願の取り扱いについての議運の決定に反対をしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 次に、賛成の発言を認めます。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 議員定数を現行の17名から5名削減して12名にすることを求める請願について、委員長報告のとおり不採択にすることに賛成の立場から討論を行います。

私が初めて当選した昭和50年ごろは、人口が今より少ない、たしか1万7,740人でした。議員は26人、新人、私も含めて10人が当選しました。当時、地域的には青山からも高岡からも含めて各地域から出てこられて、各地域の問題や住民要求が一般質問で取り上げられて、初議会のときは新人議員だけでも9の方が質問されたと記憶しております。地域の

人と議員が一緒になって町長への要望活動している姿が多く見受けられていました。町政と住民とのパイプ役として議員の役割が発揮されているなという感想を持ったものです。その後、2人ずつ削減されて、平成19年には町財政が厳しいということで5人削減されて現在に至っています。

議員を5人削減するという請願の理由と紹介議員の発言は、今渋谷議員が言われましたが、第1に町財政の問題を主として請願の中でも掲げられております。請願の紹介議員の渋谷議員の発言では、削減額について過大な数字を上げています。これは、町民の正しい判断をゆがめるおそれがあります。みずから代表を務める、今はかわられたようですが、明るい会のニュースの中でも5人減らせば4年で1億2,000万以上という削減額も議会費を単純に割ったという表現ですが、議会広報費用や職員費などを含めての計算は正確さを欠くもので正しくありません。私は、前回定数大幅削減案に対して本当に財政が大変で議会費を削るというなら、議員を減らすよりも報酬を減らすべきと主張しました。多数決で17になりましたが、その後多くの議員はこれ以上の大幅削減は行うべきではない。むしろ議会としてやるべきことをしっかりやるのが町民の期待に応える道だとして議会活動を進めてきていると思います。

第2に、定数の規定ですが、議員は住民1,500人に1人でよいという今お話もありました。その主張をされておりますが、なぜ1,500人なのか、不明確だと思います。大幅削減先にありきではないでしょうか。自治法が改正になって、現在それぞれの自治体で決めることになりましたが、私はそれまで自治法で決められた上限は目安として尊重すべきと考えています。人口5,000人から1万人で議員18人、2,000人から5,000人で14人、12人は人口2,000人未満の数字です。当別町が総合計画で2万人を目指して努力をしていること、議員数が当別町の人口およそ今1,100人に1人であって、これは全道的にもたしか11番目ぐらいでしたか、決して人口の割に議員数が多いということはありません。請願の紹介時に渋谷議員自身も機械的に当てはめるものではないと言われていました。

第3に、議員活動の問題です。請願の理由に活動内容も判断して定数は過大だとして、渋谷議員の主張ではこの間議会はチェック機能を果たしてこなかったと何度も強調されています。しかし、この断定的に決めつけることは多くの議員に対し大変失礼とも言うべき言動ではありませんか。これまでも多くの議員が地域の問題を取り上げたり政策提言も少なからず行われてきました。私自身も当選してすぐの議会でしたか、条例のとおり料金徴収されていなかったことを一般質問で取り上げたら、先輩議員の多くがこのことを質問者以上に非常に問題視をして、理事者に向かって条例違反だと、議会軽視だと大騒ぎになったことがあります。議決前に工事予定者が工事現場に資材を運び込んで、議員の指摘で大きな問題になったこともあります。こうした議員によるチェックは、理事者側の姿勢を正す上で重要であって、不十分ながらも私は一定果たしてきたと思います。決算委員会などは、年間の調整をチェックする議員の本領発揮の場でもあります。議員を大幅に減らせば、住民の声を遠ざけて議会を弱体化してチェック機能はますます弱まることになるの

ではありませんか。議員を減らせという声は、議会と議員の動きがきちんと住民に知らされていないことと、約20年の間に26人から17人へと9人も減って、行政と住民とのパイプが細くなって住民の声が町政に届きにくくなってきたことのあらわれでもあると思います。

昨年の町議選以来、議会はこのことを重視して、議会改革をテーマにいかにして議会の様子を正しく住民に知ってもらうか、住民の声をどう議会としてくみ上げて議論を深めるかということを議会運営委員会を中心に協議して、全議員で構成する議員協議会にも提起しています。議会広報にも載せておりますが、本年度も議会にかかわる経費は、常任委員会の研修は道内として日程も可能な限り詰めています。期末手当や政務調査費も減額をして、私も主張してきた議長専用車の廃止が決まって、ことしから町の公用車を共用で使用しています。議会で各議案に対する各議員の賛否を議会広報で掲載するようにもなりました。議会広報だけでなく、議会として地域に出ていって行う議会報告会についても今検討しております。さまざまな議会改革を進めるためにまだ十分とは言えないかもしれませんが、取り組んでおります。委員会の回数も多くなってきています。活動内容から定数が過大だということは当たらないと思います。町政に対する批判も大変大事なことです。もちろん否定や過小評価をするものではありませんが、同時に議員は議案や予算に賛成したのであれば一定の責任を伴うものです。議員は可能な限り正確な情報を町民に提供する努力も必要だと思います。指摘を受けて、その情報の誤りを認めたときには、直ちに訂正する謙虚さも議員に求められます。議会が議会としての役割を果たすために議員が積極的に建設的な立場に立って進めることが求められていると思います。17人の議員が町民の疑問や願いに応じて全力で前向きの議論をしていきたいものであります。その意味からも、定数5人の削減は当別町の議会にとって大きなマイナスであって、地方分権や地方自治の一層の発展に照らして委員長報告のとおりこの請願は採択とすることに賛成して討論いたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で討論を終わります。

それでは、本案については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、議会運営委員会報告を委員長報告どおり可決することに決定いたしました。



◎総務文教厚生常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第6、総務文教厚生常任委員会報告を行います。

総務文教厚生常任委員長から平成24年度道内所管事務調査について総務文教厚生常任委員会報告の申し出がありましたので、これを許します。

臼杵委員長。

○総務文教厚生常任委員会委員長（臼杵英男君） それでは、報告書を読ませていただきます。

平成24年度総務文教厚生常任委員会は、道内所管事務調査を実施し帰庁したので次のとおり報告する。

なお、復命書等、関係資料につきましては事務局に保管しております。

記。1、日程、平成24年8月6日から8月7日（1泊2日）。

2、研修地、奈井江町、富良野町、むかわ町。

3、研修項目、（1）、北海道発LED街灯整備事業について。研修地の奈井江町は、地元の会社を含む道内企業で共同開発された北海道製LEDを活用し、町内の街路灯をLED化した。LED街灯の整備により、低炭素化を進め、物づくりを支援することで地域社会の活性化につなげる取り組みについて説明を受け、意見交換を行った。

（2）、学校大規模改修事業及び太陽光発電導入事業について。研修地の富良野市は、平成22年度から小学校の屋上に太陽光パネルを設置している。設置に係る経費や費用対効果、児童の反響、新たな太陽光パネルの設置予定などの説明を受け、意見交換を行った。

（3）、学校大規模改修事業及び太陽光発電導入事業について。研修地のむかわ町は、平成20から22年小学校校舎の全面改築を実施している。小学校改築の経緯経過、新たに設置した教室、工事中の授業対応などについて説明を受け、意見交換を行った。

4、出席者、総務文教厚生常任委員会委員7名、随員4名、計11名。

以上委員会報告とする。

平成24年9月25日、総務文教厚生常任委員会委員長、臼杵英男。

○議長（高谷 茂君） これで総務文教厚生常任委員会報告を終了します。

復命書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。



◎産業建設常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第7、産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長から平成24年度道内所管事務調査について産業建設常任委員会報告の申し出がありますので、これを許します。

市川委員長。

○産業建設常任委員会委員長（市川 正君） 産業建設常任委員会報告書。

平成24年度産業建設常任委員会は、道内所管事務調査を実施し帰庁したので次のとおり報告する。

なお、復命書、関係資料等につきましては、議会事務局に保管しております。

記。1、日程、平成24年8月30、31日（1泊2日）。

2、研修地、中札内村、大樹町、十勝総合振興局森林室。

3、研修項目、（1）、中札内村における農業振興施策について。研修地である中札内村は、基幹産業である農業の体質強化のため、酪農・養鶏・養豚それぞれに畑作が関連する土地利用の効率化を図り、有機質還元農法を進めている。中でもエダマメ作付では、高性能大型ハーベスターの導入によって、収穫後3時間以内に冷凍加工施設で製品化され、食味を落とさず、鮮度の高い高品質なエダマメとして出荷されている。生産・加工・販売の取り組み等について説明を受け意見交換を行ってまいりました。

（2）、町営住宅長寿命化計画について。研修地である大樹町は、公営住宅等の役割や状況を再度確認した上で、団地別に修繕、改善、建てかえなどの活用方法を定め、長期的な視点及び予防的な観点から「公営住宅等長寿命化計画」を策定した。平成24年度から平成33年度までの10年間の計画期間の中で、公営住宅等の更新コストの削減と事業量の平準化を図ることとした計画の策定に係る取り組み等について説明を受け意見交換を行ってまいりました。

（3）、高齢級トドマツの現状等について。十勝総合振興局森林室が管理する、十勝管理区の道有林のほとんどは土砂流出防備や水源涵養などの保安林となっている。なだらかな地形であることから、森林内の作業がしやすく、トドマツなどの人工林の割合が比較的高い特徴がある。人口植栽によるトドマツの寿命や、最大直径、樹高などの成長過程を長期にわたって測定している事例などについて説明を受け意見交換を行ってまいりました。

4、参加者、議長並びに産業建設常任委員8名、計9名であります。随行員4名、合計13名。

以上、委員会報告とする。

平成24年9月25日、産業建設常任委員会委員長、市川正。

○議長（高谷 茂君） これで産業建設常任委員会報告を終了します。

復命書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。



◎監査委員の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第8、議会から監査委員に監査請求をした議員渋谷俊和君の平成23年度政務調査費について、監査結果報告が監査委員から提出されました。

地方自治法第117条の規定により、渋谷君の退場を求めます。

〔4番 渋谷俊和君退場〕

○議長（高谷 茂君） 監査委員に監査結果の報告を求めます。

米口代表監査委員。

○代表監査委員（米口 稔君） 議会請求に基づく監査結果報告を申し上げます。

地方自治法第98条第2項の規定により、平成24年6月12日付で当別町議会から請求された渋谷議員の平成23年度政務調査費について監査を行った結果を報告いたします。

監査対象事項は、渋谷俊和議員に対し当別町長が交付した平成23年度政務調査費が当別町議会政務調査費の交付に関する条例、当別町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則、政務調査費の手引等の規定のとおり適正に使用されたものかについて、渋谷議員の平成23年度政務調査費収支報告書により平成24年6月27日から同年8月10日までの間において桐井監査委員とともに慎重に監査をいたしました。

監査の実施に当たっては、渋谷議員が議長に提出した平成23年度政務調査費収支報告書について監査を実施し、議長、副議長、議会運営委員会委員長、同副委員長、議会事務局職員の対面調査を実施するとともに、本件調査対象の関係人として渋谷議員の対面調査を実施いたしました。事実確認等として議長から監査委員に対し監査請求された経緯並びに政務調査費の支出及び使途基準の根拠法令等として地方自治法、当別町議会政務調査費の交付に関する条例、当別町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則、政務調査費の手引等の確認を行いました。

今回議会請求による監査の対象となった渋谷議員の平成23年度政務調査費について監査を行った結果ではありますが、平成23年度に渋谷議員が政務調査費として支出した費用のうち使途基準に合致した支出は事務費として計上されたコピー代1,720円だけであり、町長が渋谷議員に交付した平成23年度政務調査費8万8,000円から使途基準に合致した支出1,720円を差し引いた8万6,280円は不適正な支出であるとの結論に達しました。

政務調査費とは、議員の調査研究に資するための必要な経費として交付されるもので、その支出に当たっては議員の良識と責任により町民から疑念を持たれることのないよう、その説明責任が求められることは当然のことであると考えます。

なお、監査の結果についての報告書、別紙のとおり提出しておりますので、ご高覧をいただきたいと思います。

以上、議会請求に基づく監査結果についての報告といたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で議会請求に基づく監査結果報告を終了いたします。

渋谷君を入场させてください。

〔4番 渋谷俊和君入场〕

○議長（高谷 茂君） ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時15分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

◇

◎日程の追加

○議長（高谷 茂君） 休憩中に議員協議会を開き、渋谷君の平成23年度政務調査費の未返還問題について協議をした結果、後藤君外14人から渋谷俊和君に対する平成23年度政務調査費返還勧告決議を提出されております。

お諮りします。渋谷議員に対する平成23年度政務調査費返還勧告決議を日程に追加し、追加日程第1、議員提案第4号として議題とすることについて採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

この渋谷君に対する返還勧告決議を日程に追加し、追加日程第1、議員提案第4号として直ちに議決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数。

したがって、この返還勧告決議を日程に追加し、追加日程第1、議員提案第4号として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎議員提案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高谷 茂君） 追加日程第1、議員提案第4号、渋谷俊和議員に対する平成23年度政務調査費返還勧告決議を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、渋谷君の退場を求めます。

〔4番 渋谷俊和君退場〕

○議長（高谷 茂君） 提案理由の説明を求めます。

後藤君。

○16番（後藤正洋君） ただいま追加日程となりました議員提案第4号 渋谷俊和議員に対する平成23年度政務調査費返還勧告決議につきまして説明を申し上げます。

当別町議会議長、高谷茂様。

提出者、当別町議会議員、後藤正洋。賛成者、当別町議会議員、柏樹正、同じく竹田和雄、同じく島田裕司、同じく桐井信征、同じく市川正、同じく岡野喜代治、同じく神林俊一、同じく小早川孝男、同じく臼杵英男、同じく石川和栄、同じく稲村勝俊、同じく宮司正毅、同じく古谷陽一、同じく山田明。

賛成者14名でございます。

渋谷俊和議員に対する平成23年度政務調査費返還勧告決議について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

渋谷俊和議員に対する平成23年度政務調査費返還勧告決議。

平成24年4月27日、渋谷議員は平成23年度交付の政務調査費について、議長に収支報告書を提出した。議長は報告書の内容を精査した結果、支出の大半が政務調査費の使途基準に合致しない不適正な支出と判断し、当別町議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき返還しなければならない旨を伝えたが、渋谷議員は当該政務調査費を返還しなかった。このため議長は不適正な支出について早急に返還するよう強く勧告したが、渋谷議員はこの議長の勧告にも従わず政務調査費を返還しなかった。

平成24年6月11日、渋谷議員の収支報告書にある大半の項目が不適正な支出であることを明確にするため、議会は地方自治法第98条第2項の規定により、監査請求に関する決議を可決し、監査委員に対し監査と報告を求めた。監査委員から議会請求監査の結果報告があったが、監査委員の報告においても、渋谷議員の政務調査費の大半は使途基準に合致しない不適正な支出と判断された。

監査委員からの結果報告を受け、議長は不適正支出分の返還について再度強く勧告した。町長においても4回にわたり返還請求しているが、渋谷議員はいまだに返還請求に応じようとしていない。

渋谷議員を含む全議員の同意のもとに作成した「政務調査費の手引き」において、支出できないものとしている項目を収支報告書に掲載する渋谷議員の行為は、政務調査費を支給する本来の目的から大きく逸脱し、制度そのものの真義を歪め、町民の議員に対する信頼を大きく損ねる行為と言わざるを得ない。また「手引き」を平成23年度の政務調査費から適用することに渋谷議員は同意している。さらに、使途基準から広報費の項目を削除する条例施行規則の改正についても渋谷議員は同意している。

全議員とともに自ら同意しているにもかかわらず、「手引き作成以前の支出は全額政務調査費として認められるべきだ」、「議会活動報告など、町民への広報活動は政務調査費に盛り込まれる基本項目であるべきだ」という強弁は、自己矛盾をきたしており、使途基準から逸脱した政務調査費の使用を正当化する理由にはなりえない。そもそも「明るい当別をつくる会」という団体のニュース印刷は、渋谷議員個人の調査研究経費とは認められず、先にも述べたとおり政務調査費を支給する本来の目的から大きく逸脱している。議会請求監査の結果報告に対し「議会の見解に沿った出来レースだ」という主張に至っては、監査委員と議会を冒涇する極めて無礼な姿勢である。

度重なる議長からの勧告、町長からの返還請求に応じようとせずに、その一方で宇和島市での姉妹都市歓迎会に出席した議員が、その費用に政務調査費を使用したなどという事実無根の誤った情報を町民に喧伝する渋谷議員の一連の態度は、議員として公職にあるものの責務を考えれば、到底許されるものではなく、当別町議会議員政治倫理条例に規定する政治倫理基準に抵触することも想定される。

議員自ら法令等を遵守し、品位と名誉を損なうことの無いよう、渋谷議員に対して平成23年度政務調査費の不適正支出について一刻も早く町長からの返還請求に応じるよう、強

く勧告する。

以上、決議する。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を終了して討論に入ります。

竹田君。

○14番（竹田和雄君） 私は、ただいま提案されています渋谷俊和議員の政務調査費返還に対する決議案に賛成の立場から、清友会会派を代表して発言をいたします。

渋谷議員は、平成23年度の8万8,000円を政務調査費として支給を受けていますが、そのうちの大半が条例、また規則の用途基準に違反し、返還の義務を怠っている。どのような理由があるにせよ、返還期日までに返還されなければならない問題であり、渋谷議員は速やかに解決することが何より肝要であり、重要な問題であると考えます。これまで高谷議長から渋谷議員の不適正な支出分の返還について、再三にわたり注意や返還の勧告をしても応じないのは議員としてあるまじき行為であり、私としては極めて遺憾に思い、残念に思う次第であります。

今議会の本会議において監査請求の結果報告のとおり、用途基準から全く逸脱している事実は明白であります。政務調査費は、議員の支出を高めるために調査研修を主とした制度で議員個人と会派に支給されるものであります。講演会活動や議会以外の団体に支給できる仕組みになっていないのであります。渋谷議員の発行責任である明るい当別をつくる会などの経費には、政務調査費の支給は一切できないことになっております。したがって、監査委員から監査結果報告を受けた以上、渋谷議員はこれらの問題を遵守して直ちに解決する義務があります。そうしなければ、監査結果を無視することになると考えます。また、町財政に歳入欠陥を生じ、事態はますます深刻な問題に発展いたします。議会内部の問題として町民から信頼を損なうことになりかねず、既に議会に対する不信が町民から上がっております。

私は、このようなことがいつまでも続くことは政治倫理条例に抵触することは言うまでもなく、今回の一連の政務調査費返還に応じない場合は、当別町の条例も議会規則も全て踏みこむものであります。今議会で審議は予定されておりますが、平成23年度の決算審査特別委員会の委員として渋谷議員の出席や発言が認められない事態が予想されるわけがあります。したがって、私はただいま提案された案件については賛成の立場で討論を終わらせていただきます。

以上、報告いたします。

○議長（高谷 茂君） 賛成の立場で、この際ですから討論を許します。

島田君。

○13番（島田裕司君） 渋谷俊和議員に対する平成23年度政務調査費返還勧告決議に賛成の立場から、緑風会を代表いたしまして賛成討論を行います。

さきの6月定例会において議長より渋谷議員の平成23年度の不適正な政務調査費支出に対する返還請求の勧告に対して、渋谷議員は身勝手な理由で返還に応じず、条例違反の状態が続いたためあえて議会は監査請求する決議を渋谷議員を除く全議員で決議をいたしました。その結果、本日9月定例会の初日に町の代表監査委員の報告があったように、平成23年度の渋谷議員に支出された政務調査費8万8,000円のうち使途基準に合致した支出は1,720円のみで、残りの8万6,280円は不適正な支出であるという監査結果が出ました。しかしながら、渋谷議員は監査結果にも従わない、返還の意思をも示さない態度をいまだに持っていることは、同じ議員としてまことに残念であります。それどころか、監査結果に対し新聞の取材記事では議会の見解に沿った出来レースだと述べるなど、監査委員と議会を冒涇する極めて許しがたい態度であります。まして渋谷議員が発行している明るい当別をつくる会のニュースのビラの印刷代やそれを配布するためのガソリン代まで町民の税金で支出させようとするこの行為は、町民誰が見ても認められるものではありません。事実と違うことを平気でビラに書いたり、それを議会が指摘しても直さず町民を惑わすなど、まして他団体のライラック会のサラ金相談に応ずるPRの内容や自分を支援してもらうため選挙運動まがいの募集をする内容のビラを政務調査費と称して支出させるわけにはいきません。これらの渋谷議員の一連の態度は、法令等を遵守すべき議員として到底許されるものではありません。

よって、再度平成23年度の渋谷議員の政務調査費不正支出については一刻も早く町に返還するよう決議することであり、この勧告決議案に賛成であります。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） みずから政務調査費の使い道に認められていない支出行為であることが監査請求に対する今回の監査委員報告で明らかになりました。

その一つ、広報費は現在対象外になっていますが、支出された議会活動報告ニュース印刷代は議員の広報費ではなく、団体の発行しているニュース代金であって、広報費が認められても政党後援会その他団体の発行経費はそもそも対象外なのです。明るい会の主催する会合の経費も議員が行った議会報告であっても対象外です。私は、議会報告を長年ずっと出してきていますが、政務調査費は使わないで、議員報酬の中から支出してきました。私は、共産党に所属しています。共産党町委員会も当別民報というニュースを時折発行して、町政についても記事を載せていますが、もちろん発行費用は町委員会です。その民報に私の議会活動が載っても、私の政務調査費から支出できないことは当たり前ではないでしょうか。渋谷議員は、明らかに混同した考え方をしているのではありませんか。渋谷議員は、広報費を認めないのであれば政務調査費の意味はないと主張されています。私は、政務調査費の本来の目的は条例に明記されているとおり、議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として交付するものであって、議員や各会派が行う調査研究、研修会、講習会などへの参加経費、議員や会派が行う会議費用、そして調査研究に必要な図書など

の購入費、こういった使途基準に従うべきです。全国の市町村の視察研修を政務調査費を使って行って、それが町政への影響や効果は大いにあったと私は思います。各会派や議員が政務調査を行ってきました。これまでの研修の一部を私はここに持ってきておりますが、合併問題が起きたとき、その課題に対する各市町村の取り組み、自立、財政再建、まちづくり基本条例、優良田園住宅構想、農業振興問題、国際交流、姉妹都市提携、震災対策、住宅耐震診断、地域交通と町営バス運行、地域担当職員制度などなど、これは私がかかわった分です。ほかの議員の方々も同様に当別町の時の課題や施策と結びつけて、多彩な研修や政務調査を行って、一般質問でもその事例を上げてこられた。広報費を含めなくても、政務調査の意味は十分にあると思うのです。全国に広報費を含めない自治体も数多くあります。一般的には、政務調査費の中に広報費を含めることは私はあってもいいという考え方を持っています。これは対象外としよう今回全員で決めたわけですから、改正されないうちはこのルールは全員が守らなければなりません。

もう一点、新聞購読料についてですが、自宅の新聞購読料は私的活動にかかわる経費との区分が困難なものとして支出できないとされています。平成22年度、K議員の赤旗の購読料を認めているのにと引き合いに出されていますが、K議員は私ではなくて元議員のことです。赤旗は政党の新聞で、彼にとって資料購入費に該当していました。自分の所属する党の機関紙代を政務調査費で請求することはしません。私の家計の中から支払うべきものだからです。

その一方で、政務調査費にかかわって渋谷議員が誤った情報を喧伝、流布していることに対し、この際強く訂正を求めて発言したいと思います。一昨年、議員の半数が高知県安芸市、愛媛県内子町を政務調査費を使って財政再建対策などについて視察研修を行って、あわせて姉妹都市である宇和島市を表敬訪問してきました。このことは、政務調査報告の形で議会広報にも掲載されています。宇和島市では、市議会議員との交流会があって私も含めて参加しましたが、参加した議員の名前を載せて、全く使ってもいないのに飲み食いに政務調査費を使ったと喧伝されました。渋谷議員は、さきの議員協議会で抗議と指摘をされ、その場はきちんと調べもしないで書いたことを認めて、済みませんでしたと言いながらいまだに訂正もせず、ネット上にもそのニュースを公開しています。直ちに訂正をしていただきたいと思います。

重ねて申し上げますが、政務調査費支出には使途基準や支出できない項目というルールがあります。ルールは守るべきものです。その誤りを指摘されれば、従うべきではないでしょうか。そのルールが憲法違反であれば、今までに相応の対処をしなければならなかったはずですが。当別町議会政務調査費、この交付に関するルールは、議員協議会でも渋谷議員自身が認めたルールなのです。先ほど休憩中に議員協議会で彼は、決めたことが違反で無効だと。したがって、提案はなかったことだと言われました。これは、余りにも身勝手な発言ではないでしょうか。本決議案が出されるまでもなく、請求額は返済されるべきことですが、いまだに返済行為を行っておりませんので、私は今回の勧告決議案に賛成をす

るものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で討論を終わります。

それでは、本案について採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、議員提案第4号 渋谷俊和議員に対する平成23年度政務調査費返還勧告決議は原案のとおり可決することに決定いたしました。

渋谷君を入場させてください。

〔4番 渋谷俊和君入場〕



◎監査委員の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第9、監査委員の報告を行います。

監査委員から住民監査請求に係る監査結果について監査結果報告の申し出がありましたので、これを許します。

米口代表監査委員。

○代表監査委員（米口 稔君） 住民監査請求に係る監査結果報告を申し上げます。

地方自治法第242条第4項の規定により、平成24年7月19日付で提出のあった当別町職員措置請求書について監査を行った結果報告をいたします。

請求は当別町在住の2名の連名により提出され、地方自治法第242条第1項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成24年7月19日付で受理いたしましたが、同請求人に対し平成24年7月19日付で提出された請求内容のうち平成22年7月24日分の懇親会費用を政務調査費で支出したとする事項と平成22年町議会議員の道外研修の際、議会事務職員が随行し、不必要な出張旅費を町負担したことは不適切であるとする事項の2点については、いずれも1年の請求期間を経過しており、地方自治法第242条に規定する要件を満たさないことから却下の決定をしております。

今回却下の決定をした監査請求については、平成23年8月31日に決算審査を終えており、懇親会費用を政務調査費で支出した事実はなく、議会事務局職員の随行に旅費を支出した件は何ら不適切なものではなく、適法に処理されたことを確認済みであることを申し添えます。

受理した監査の実施に当たっては、政務調査費の支出及び使途基準の根拠法令等として地方自治法、当別町議会政務調査費の交付に関する条例、当別町議会政務調査費の交付に

関する条例施行規則、政務調査費の手引等の確認を行いました。

なお、自治法第199条2の規定に基づき桐井議員は除斥といたしました。

本件の監査対象事項は、請求書の記載事項、事実証明書及び請求人の陳述内容から判断し、平成23年度に議員が政務調査費で支出したお土産代、お菓子代が政務調査費の支出及び使途基準の根拠法令等から逸脱した違法もしくは不当な使用であるとする事項、次に議会改革の一環として道外研修、視察を凍結しているのに道外研修費用に政務調査費を支出したことが政務調査費の支出及び使途基準の根拠法令等から逸脱した違法もしくは不当な使用であるとする事項の2点であると判断をいたしました。

地方自治法第242条第6項の規定により、平成24年9月12日に請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人より本請求に関する追加証拠資料2点の提出と陳述での補足説明がなされました。同日、議会事務局に対する事情聴取を行い、お土産代への政務調査費支出及び道外研修への政務調査費支出についての事実関係の確認を行いました。

監査の結果、お土産代への政務調査費支出並びに道外研修への政務調査費支出については、請求人の主張にいずれも理由がないと判断し、本件職員措置請求を棄却するとの結論に達しました。

なお、監査の結果についての報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご高覧をいただきたいと思います。

以上、住民監査請求に係る監査結果についての報告といたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で住民監査請求に係る監査報告を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第10、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

島田君。

○議会運営委員会委員長（島田裕司君） 議員提案第1号 当別町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について。

当別町議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び当別町議会会議規

則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成24年9月25日提出。

提出者、当別町議会議員、島田裕司。賛成者、岡野喜代治、同じく柏樹正、同じく桐井信征、同じく神林俊一、同じく白杵英男、同じく稲村勝俊。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、当別町議会会議規則の一部を改正するものであります。

記。当別町議会会議規則の一部を改正する規則。

当別町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「法115条の2」を「法115条の3」に改める。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第11、議員提案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

桐井君。

○12番（桐井信征君） 議員提案第2号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書。

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成24年9月25日提出。

提出者、当別町議会議員、桐井信征。賛成者、島田裕司、同じく岡野喜代治、同じく柏樹正、同じく神林俊一、同じく白杵英男、同じく稲村勝俊。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

本年7月1日に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしているが、導入促進に向けて環境整備は不十分である。

消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっている中、導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられる。また、小水力発電導入時の手続の簡素化、迅速化なども求められる。

よって、政府においては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買い取り制度に向け、十分な環境整備を図るよう強く求める。

意見書案につきましては、別紙ご高覧の上、ご審議をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第12、議員提案第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

島田君。

○13番（島田裕司君） 議員提案第3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成24年9月25日提出。

提出者、当別町議会議員、島田裕司。賛成者、同じく岡野喜代治、同じく柏樹正、同じく桐井信征、同じく神林俊一、同じく臼杵英男、同じく稲村勝俊。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由であります。近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中、二酸化炭素を吸収、固定する森林、木材に対し大きな関心と期待が寄せられており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

しかしながら、本道の森林、林業、木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続き経済の低迷は経済基盤の脆弱な林業、木材産業に深刻な影響をもたらしている。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図ることが重要である。

よって、国においては森林・林業基本計画等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進などにより、森林資材の循環利用を進め、森林、林業の再生と東日本大震災の被災地において、本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう実現に向け強く要望する。

意見書案につきましては、別紙のとおりとなっていますので、皆さんの満場のご同意をお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第2号、第3号について、意見書案及び派遣する場合の議員の取り扱いは議長に一任願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時35分

○議長（高谷 茂君） 再開します。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第13、議案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第1号 教育委員会委員の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

教育委員会委員大澤勉氏は、平成24年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに小林泰雄氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第14、議案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第2号 教育委員会委員の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

教育委員会委員白井応隆氏は、平成24年10月19日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号

は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時42分

○議長（高谷 茂君） 再開をいたします。



◎認定第1号、認定第2号の上程、説明、付託

○議長（高谷 茂君） 日程第15、認定第1号、認定第2号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました認定第1号及び認定第2号につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、認定第1号 平成23年度当別町各会計歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項の規定により、平成23年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算を平成24年7月23日から31日まで監査委員の審査に付しましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付して議会の認定をいただくとするものであります。

なお、平成23年度決算における地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の4つの指標については、まず1つ目の指標として一般会計の収支状況から判断する実質赤字比率について、当別町では事業の実施に際してコストの意識を高く持ち節約に努め、黒字の確保を図っておりますので、判断比率は算出されていません。2つ目の指標として、一般会計と特別会計の収支を合わせた連結実質赤字比率は国保特別会計に累積赤字が生じているものの、これ以外の会計は黒字であることから判断比率は算出されていません。3つ目の指標として、実質公債費比率、これは18.3%で国の基準内になっております。35%を超えると財政再建団体となり、25%を超える早期健全化団体の基準には該当していません。4つ目の指標として、全会計の地方債残高と債務負担行為額、また

一部事務組合の赤字や公社などへの損失補填などから算定する将来負担比率は162.6%で、こちらも国の基準内になっておりまして、350%を超える早期健全化団体の基準に該当しておりません。また、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計における公営企業の経営健全化基準となる資金不足比率でも各会計ともに黒字となっており、判断比率は算出されず、財政健全化法に基づく健全化判断は全ての比率において健全段階にあることを報告いたします。

次に、認定第2号 平成23年度当別町水道事業会計決算認定につきまして提案の説明を申し上げます。地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成23年度当別町水道事業会計決算を平成24年6月27日、監査委員の審査に付しましたので、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を付して議会の認定をいただくとするものであります。

また、今回の決算認定に際しましては、平成23年度一般会計決算において1名の当別町議会議員の政務調査費について不適切な支出があり、これを是正すべく町は再三にわたり返還請求を行ってまいりましたが、いまだに返還に至っていないという大変遺憾な状態が続いております。私たちは、当別町の財政の健全化のためにるる前段申し上げたとおり、あのような数字に近づけるために町民の絶大なるご協力とご尽力があって、一人一人が厳しい町財政の運営にご協力をいただいております。こういった一議員の不誠実な態度が町民の納税意識に悪影響を及ぼさないように、平成23年度の決算に影響が及ぼさないように政務調査費の返還について誠意ある対応を改めて強く求めるものであります。ちなみに、平成23年度、私は町民に納税かなわない方に心を締めて26件の差し押さえを実行いたしております。今年度は、既にもう60件にはなっていると思います。そういう状況であります。これはそれぞれ資金不足が原因で、今一議員が行っていることは資金不足が原因ではなく、考え方の誤りであることは前段の議論の中でおわかりのとおりでございます。私は、改めて強く求めるものであります。

以上、認定案件2件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 次に、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（米口 稔君） 決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成23年度当別町一般会計及び各特別会計について平成24年7月23日から平成24年7月31日までの実質7日間、また地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成23年度当別町水道事業会計については平成24年6月27日に桐井監査委員とともに慎重に審査をいたしました。

その結果、各会計決算書類は法令の様式を備え、また表示された計数は正確であり、諸帳簿と照合した結果も正確であると認めました。

また、留意すべき事項としては、議員の中で支出した政務調査費について不適正な支出が認められ、今後は恣意的な判断による不適正支出が起きないように必要な対策や政務調

査費の適正な運用について町民の理解を深めるための方策があわせて講じられるよう望むものであります。

なお、審査結果についての意見書を別紙のとおり提出しておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上、決算審査に関する報告といたします。

○議長（高谷 茂君） お諮りいたします。

本件につきましては、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する平成23年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定第2号を付託の上、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

○4番（渋谷俊和君） 考え方だけ1つ、処理は今議長言われたような形で結構だと思います。

監査委員の意見書の中にもありますし、最後にもありますが、この計数の正確性、事務執行の適合性、その他いろいろ書かれていると思うのですが、この計数の正確性や関係部局からの資料等の中に、いわゆる原始記録、領収書等の精査も含めてチェックされているというぐあいに理解してよろしいでしょうか。その考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高谷 茂君） これは、審査の中でそれぞれ話を聞いて確認していただければと思います。

○4番（渋谷俊和君） なぜそれを言うかということ、審査の前に確認をしておかなければならない経過があって今質問したわけなのです。

それは、通常誰でも今言ったように計数の確認、その他資料は当然原始記録である徴収書をチェックしていくというのは当然のことだと思うのですが、しかし肝心かなめの監査委員会事務局にいる幹部の者が情報開示でもって資料をいただいた、その資料に抜けていたものが、ケースがあった中で、そこの原因を話したところ、監査委員会事務局の幹部の者が監査委員はそんな細かいところまでチェックしていないと、こういう言葉が実はあったのです。ですから、これは重大な中身だと私は思いまして、念のためにそういったもの、監査委員は当然そういった基本的なもの、税務調査なんかでももちろんそうですが、基本的には原始記録、領収書のチェックというのが一番大事なところですが、その点は当然されていると思うのですが、そういった監査事務局の幹部の発言もあったので、改めてその点確認した上で審査委員会のほうに移行していただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 決算委員会の中で問いただせば私はいいいと思います。

そのほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） それでは、認定第1号、認定第2号を付託の上、審査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

次に、委員長、副委員長の選任の件ですが、議長指名としてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、委員長、副委員長は議長指名とすることに決定をいたしました。

それでは、委員長に岡野君、副委員長に古谷君を指名いたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、委員長のご挨拶をお願いいたします。

岡野君。

○平成23年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長（岡野喜代治君） ただいま平成23年度当別町各会計決算審査特別委員会が設置をされ、ただいま高谷議長より委員長の指名をいただきました岡野喜代治でございます。大変厳しい財政状況の中での決算審査となります。古谷副委員長とともに職責を果たしてまいりたいと考えております。議会規則にのっとり、効率的、有意義な決算審査、審議となりますよう議員各位、理事者、参与の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、委員長就任のご挨拶にいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（高谷 茂君） ただいま設置されました平成23年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものとし、認定第1号、第2号を審査終了まで付託いたします。

なお、費用は議会費をもって充当いたします。

お諮りいたします。平成23年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査のために、9月26日から10月2日までの間休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、9月26日から10月2日までの間を休会とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、きょうは審議中たびたび休憩をとって議員協議会もしくは議運を開催していただきました。その間、部局の皆さんに大変時間をとって申しわけなかったというふうに思います。しかし、これもきょうは渋谷議員の政務調査費の返還勧告決議に端を発して、議事進行上やむを得ないということでごございましたので、ご理解をいただきたいというふうに

思います。

10月3日、会議を再び再開をいたします。10月3日は一般質問から開催をいたします。
本日は大変ご苦労さまでございました。

(午後 2時00分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第3回当別町議会定例会 第2日

平成24年10月3日(水曜日) 午前10時02分開議

議事日程(第2号)

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

散会

午前10時02分開議

出席議員（17名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 山田明君 | 2番 | 古谷陽一君 |
| 3番 | 宮司正毅君 | 4番 | 渋谷俊和君 |
| 5番 | 稲村勝俊君 | 6番 | 石川和栄君 |
| 7番 | 臼杵英男君 | 8番 | 小早川孝男君 |
| 9番 | 神林俊一君 | 10番 | 岡野喜代治君 |
| 11番 | 市川正君 | 12番 | 桐井信征君 |
| 13番 | 島田裕司君 | 14番 | 竹田和雄君 |
| 15番 | 柏樹正君 | 16番 | 後藤正洋君 |
| 17番 | 高谷茂君 | | |

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

| | |
|------------|--------|
| 町長 | 泉亭俊彦君 |
| 副町長 | 近藤充徳君 |
| 総務部長 | 加賀谷定歳君 |
| 総務課長 | 野村雅史君 |
| 財政課長 | 江口昇君 |
| 企画部長 | 増輪肇君 |
| 美しいまちづくり課長 | 熊谷康弘君 |
| 住民環境部長 | 森田至君 |
| 環境生活課長 | 中出徳昭君 |
| 福祉部長 | 高橋通君 |
| 福祉課長 | 高取真由美君 |
| 経済部長 | 竹原陽一君 |
| 農林課長 | 三上晶君 |
| 建設水道部長 | 堤和弘君 |
| 建設課長 | 高松悟志君 |
| 代表監査委員 | 米口稔君 |
| 教育委員長 | 白井応隆君 |
| 教育長 | 山内秀治君 |
| 教育部長 | 小山久夫君 |

管 理 課 長 山 田 敏 行 君

事務局職員出席者

| | |
|----------------|----------------|
| 事 務 局 長 | 滝 本 隆 志 君 |
| 次 長 | 五十嵐 一 夫 君 |
| 主 幹 | 小 川 義 則 君 |
| 主 事 | 浦 島 卓 君 |

◎開議の宣告

(午前10時02分)

○議長(高谷 茂君) ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程ですが、お手元に配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

4番 渋谷 俊和 君

5番 稲村 勝俊 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長(高谷 茂君) 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、島田君の質問であります。

島田君。

○13番(島田裕司君) ただいま議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。

今回私は、水道料金の見直しについて、そして次に国道337号、道央圏連絡道路の4車線化と札幌大橋の複橋化による交通安全対策、そして環境教育について、そして最後にスウェーデン王国レクサンド市との姉妹都市交流25周年事業を終えてということで、大きく4項目について一般質問を行いたいというふうに思います。

まず、水道料金の見直しについてお伺いをいたします。長年町民が待ち望んでいた当別ダムもこの春に完成し、あわせてこの秋にはダム直下に建設中の石狩西部広域企業団の浄水場も完成いたしました。昭和54年、ダム建設計画が発表されて以来、計画変更等ありましたが、実に三十数年の月日を経て町民の長年の念願の当別ダムが完成できたことは、

歴代の町理事者、そして議会、そして水没した青山地域の住民の方々など、数多くの関係者の努力と理解があったことを、今を生きる我々は忘れてはなりません。この当別ダムは、我々町民を長年苦しめてきた水害の被害からきっと守ってくれることと思います。そして、子々孫々将来にわたって安全で安心した水源が確保されたことは、当別町にとって何事にもかえられない大きな財産でもあります。10月7日には当別ダム完成式が行われます。多くの町民ともども完成を祝いたいと思っております。

さて、本題の水道料金の見直しの件ですが、同じ石狩西部広域企業団の浄水場から受水する隣の石狩市では、この9月定例市議会、9月28日本会議で水道料金を16.7%値上げする条例改正がありました。石狩市も当別町も同じ水道企業団の浄水場から同じ水が供給されるのですから、供給単価は1立米当たり114円税抜きと同じですが、市町村の規模、地理的条件、使用戸数などの違いがあり、水道料金の見直しをするにしても、自治体それぞれの議論があって値上げ率も違って当然であります。近隣市町村の論点を今後参考にすることはあっても、大事なことはいかに住民に理解できる、そして納得できる結果を行政と議会が責任を持って審議し、12月までに結論を出すということでないかと思っております。そのような趣旨で今回質問いたしますので、明瞭な答弁を期待するものであります。

さて、先日議会として議員全員で石狩西部広域水道企業団の完成間近い浄水場を視察する機会があり、その施設、機械設備などを見て説明を受け、なるほど、このような浄水場でつくられる水道水は確かに安全で安心という実感を持ち、皆帰ってまいりました。いよいよ来年4月よりこの新しい企業団の浄水場から水道水の供給を受けるわけですが、その供給単価が8月8日、水道企業団より、先ほども申し上げましたが1立方当たり114円と決定し、当初の88円程度となる予想もありましたが、構成市町村の人口減少などを理由にダムからの受水量が全体的に減り、供給単価が値上がる結果となりました。これまで水道企業団に対し、町としても、また水道企業団議会としても供給単価については一円でも安くなるよう要請もしてまいりました。今回水道料金改定について、上下水道事業運営委員会より値上げの答申を9月18日、町は受け、今後は町民からの意見を参考にしながら改定案を取りまとめる作業に入ることをさきの9月26日開催されました所管の委員会であります産業建設常任委員会で報告を受けたところでもあります。その中で、町はパブリックコメント、8月1日から8月31日までですが、3名の方から6件、水道料金改定の出前講座、これも同じく8月1日から8月31日までの期間、4団体68名、そしてさらに9月に入ってから2会場で164名の参加があり、その中で出された意見や質問と、それに対する町側の考えをまとめた報告も同時にその9月26日の委員会でありました。現段階で、総じて町民はこの値上げの答申について、説明会のときは素案として説明されたと思いますけれども、総じて町民はどう受けとめていると感じているのか、まずお伺いしたいと思います。また、町は今後引き続き10月末まで出前講座を行っていきたいとの考えですが、まだ町民に対して理解してもらうにはもう少し時間がかかるというふうに感じているのか、それらを含めて今後の対応についてもお伺いしたいと思います。

次に、町の水道事業の答申に至った財政計画、いわゆる平成25年から36年までの12年間の財政計画が議会にも出されましたが、これらに関して何点かについて質問をいたしたいと思います。通告と少し表現の仕方が変わった部分もありますが、趣旨そのものは変わっておりませんので、ご了承を議長にはお願いしたいというふうに思います。今の改正答申では、平成25年から36年までの12年間では料金改定率については平均で19.8%の値上げ、来年の平成25年から30年までの前半6年の改正率を平均10.4%値上げとし、この6年間はその料金体制でいき、6年後の平成31年度に料金を再度見直すということに答申ではなっております。今回の平均10.4%の値上げで町民生活への影響はどの程度なのかお伺いをいたします。

さきに新聞報道等でも報道されておりますが、改めてお聞きしたいと思います。8月10日に議会に出された見直しの素案の資料では、段階的に見直しを行うことによる激変緩和措置を講ずる必要があると、そう論じた資料も提出を受けております。これまで蓄えてきた資金、留保資金を活用することにより、段階的に料金を見直すことができ、水道料金の設定イメージでは現在の供給単価230円を平成25年の改正では供給単価を254円、すなわち10.4%の値上げ、そしてその後6年後の平成31年の見直し改定では供給単価を272円30銭、24年対比では、230円の現在と対比して18.4%の値上げとする段階的に料金を見直す考えが素案の資料では示されておりました。平成31年の値上げの改正率は、現在対比18.4%とする段階的改正のイメージがどうしても今の町民の中ではあるのかというふうに思っております。また、新たな財源が見つからなければ、その改定率も上昇する可能性があるとの報道もされました。6年後の平成31年の見直しのとき、今回の試算以上の値上げにならない保証はあるのかという質問ですが、私は来年の平成25年改正したいとする、最低でもこの12年間は値上げ率は10.4%のままの料金策定期間とすべきではないかと思いますが、この点についても町の考えをお伺いしたいと思います。場合によっては、改定後の6年間、後半の6年間、逆に下がる可能性はないのか。これは、あるとすれば企業団の経費の削減やさらなる町の水道事業の留保資金の活用など、それらがあると思いますが、これらについて下がる可能性がないのかどうかあわせてお伺いをしたいと思います。

また、今回の答申では業務用料金を新たに基本水量制、大口の業務用については基本水量制を導入いたしました。事業用料金はいまだ完全従量制のままでございます。この辺について、どのような議論がされたのか。業務用料金に私は割高感が生じるのではないかという思いでおりますので、この辺の考え方をお聞きしたいと思います。ちなみに、下水道の使用料の基本料金体系では、下水道は全て基本水量制の料金だというふうに思っておりますが、この辺について私は整合性といいますか、公平性の立場からそういう質問をしたいと思います。

次に、25年度の当初で老朽化が進んで、本来更新しなければならない水道管は全体でどの程度あるのかという、それに対する財政計画はしっかりしているのかという質問ですが、これはさきの23年度決算の委員会でご答弁をいただいております。老朽化、延長割合では

全体275キロのうち20キロが老朽化している。率でいうと7%の老朽化だということ。そして、配水管等の布設がえ改修、老朽化対策、その他全体の工事費は約22億4,600万円ぐらいかかるという答弁をいただきましたので、この件については質問を削除したいというふうに思っております。

次に、町の水道事業の今後の見通しということでお聞きいたします。上下水道事業運営委員会が今回の答申に対し附帯意見をつけているように、今後さらなる経費の節約をするためにはどのようなことが考えられるのか。水道の事業拡大に向けてできることは何なのか。現時点でその考えがあればお伺いしたいと思います。

最後に、水道料金と下水道使用料とはそれぞれ別の事業運営であります。他方利用者側にすれば通知書1枚でそれぞれの金額がお受けされて請求されております。水道料金の改定をする場合、下水道使用料と合算した額での総体的な対比の議論もされたかと思っておりますが、下水道使用料の値上げの改正は平成18年にあったわけですが、次の見直しについて町はどのような見通しなのかお伺いしたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。国道337道央圏連絡道路の4車線化と札幌大橋の複線化による交通安全対策についてですが、札幌大橋直下の当別寄り交差点付近では、特に冬期間の吹雪とスリップによる追突事故は後を絶たない状態が続いております。今工事中の4車線化と橋の複線化工事によって道路の構造上の改善も行われていると聞いておりますが、十分な交通安全対策がとられているのか確認したいと思います。また、再度管理者の国に対して、その安全対策について要請すべきでないのか、あわせてお伺いをいたします。

また、関連する質問ですけれども、これら道央圏連絡道路に接続する付近の町道の防雪対策、特に西部地域の東西南北の主要幹線の町道16線、17線、南2号線などに要望する地域の声がいまだ多い状態が続いております。4車線工事の完成後、交通量の増加が見込まれることから、冬期間の迂回路線の確保としてもぜひ必要であると考えます。今から町道の新たな防雪柵等の整備計画を早急に策定すべきでないかと思っておりますので、この点についてもお伺いをいたします。

次に、環境教育についてであります。政府は、原発に頼らない新エネルギー政策を打ち出しました。新学習指導要領に基づいた地球温暖化防止に向けた新エネルギー、特に太陽光発電の導入に向けて小学校の段階から自然エネルギーの利用とCO₂削減など環境教材を導入すべきでないかと考えます。まずは、小学校に太陽光発電設備をしてはどうかお伺いをいたします。あわせて当別の学校教育での環境教育の実態についてどうなのか、十分と言えるのかお伺いをいたします。

最後に、スウェーデン王国レクサンド市との姉妹都市交流25周年事業を終えてということで教育長にお伺いしたいと思います。さきの3番目の環境教育についても教育委員会に質問であります。今回この事業に参加された教育長は、今後の国際交流、特にレクサンド市との青少年交流についてどう考えているのかお伺いをいたします。私は、今回の25周年事業にも青少年交流を加えるべきだったと今でも思っておりますが、今後の青少年の相互

交流についてレクサンド市側と協議をしてきたのかどうかお伺いいたします。

以上で私の一般質問とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のため5分間休憩をいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時30分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

島田君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 島田議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、水道料金の見直しに関してでございますが、町民は値上げ案についてどう受けとめているかということについて質問がございましたけれども、水道料金に関して議会の議論がまだ終わらない段階で町民説明会は複数の町内会長などから水道料金のことについて情報が錯綜していると、いろんな情報が広まっているということで非常に町民が困惑しているのです、出前講座などを含めて水道について正しい情報を知らせてほしいという要請を受けて、これは開催したものでございます。したがって、職員は上下水道事業運営委員会の答申を参考にして水道事業経営の現在の実情を詳しく説明をしたので、出席された町民の方々には説明の内容が余り理解得られたとは私は思っていませんでしたので、私も一緒におりましたので、当別の水道には水利権がなかったことが大きな問題なのということで、ダムをつくって水利権を確保する必要があった点を話をしましたら、この点は理解が得られたというふうに考えています。私は、一般町民の人には当別町の水道事業が暫定的な水利権で運営されているという、そういうことはどれほど大変だかということについては考えていただけなかったというふうに思っております。そして、正式な水利権を得るために大変な投資がかかったという、そういう点だけは理解いただけたものというふうに考えています。いずれにいたしましても、議会で料金の議論が煮詰まっていけない限り、職員からはあの時点で具体的な話はできませんので、料金に関して町民に詳しく十分な理解が得られる説明ではなかったというふうに思っていますが、今月末まで出前講座など必要があれば要請に応じて行うことになっておりますので、その上での町民の意見もまたお聞きしながら町としての方針をさらに固めて、11月の議会には議会の皆さんに説明を申し上げまして、12月議会には料金改定を本格的に議論をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、水道料金の見直しについてでございますが、町民生活の影響はどの程度なのかということについてですが、平均的な家庭の使用水量ですけれども、1カ月当たり15立方として1戸当たり315円の負担増ということになります。厳しい社会情勢の中で新たな負

担をお願いしなければなりません、町民生活に欠かすことのできない水道事業を健全な形ですと将来とも引き継いでいくということ、これが町の水道としては最も大切なことでございますので、そういうふうを考えているところでございます。

次に、6年後の見直しによる見直しについてでございますが、水道料金のあり方について前段も申し上げましたけれども、本日一般質問をいただいておりますが、今後の議会の議論を十分いただいて決定していきたい。島田議員さんのご意見はご意見できょう十分わかりましたけれども、ほかの議員の皆さんの意見、そして町民のいろいろな方の意見をできるだけ聞かせていただいて、社会情勢の変動が激しい現代社会において、札幌市が受水を開始されるのが平成37年ということになっておりますが、これまでの12年間の料金の推計することは非常に難しいものでございますので、当面6年間の財政計画によって料金を算定いたしました。その後の見直しについては、石狩西部広域水道企業団と連携して新たな財政計画を作成して料金改定が必要か否かということ、いろいろなことをトータル的に検討することになるというふうに思います。また、料金体系については、400ミリメートル以上の大口径メーターについては基本水量制を導入することとしております。大口径メーターは一定水量以上の利用について利用していただくことを前提としておりますけれども、家庭家事用だとか、それから小口径メーターについては基本水量制を導入した場合は使用水量の少ない利用者について、ごく少数のご家庭について大幅な値上げ率となり、大きな負担増となりますので、一律の値上げ率とする答申をいただいたところでありますので、この答申を十分考慮して、これもその後決定していただきたいというふうに考えております。

次に、水道事業の今後の見直しについてであります。水道事業としては財政計画をもとに予算要求段階より細かな見積もりを行い、職員はそれぞれコストの意識をした業務の執行による経費の節約に努めます。また、水需要の拡大に向けては、優遇措置を設けることなど考えて、現在地下水を使用している、例えば北海道医療大学などに対して上水道への転換を働きかけて、ぜひ上水道にしてくださいというお願いを働きかけまして、さらに企業立地促進条例に基づきまして、企業進出に対する優遇措置なども検討してまいります。この点は、10月7日の竣工式後いろいろと企業誘致、また水道への転換などは精力的にしていく予定であります。

次に、下水道使用料の見直しについて質問ございましたけれども、下水道利用料は平成18年10月に改定して平成19年度に策定した経営健全化計画をもとにして良好な状態で下水道事業を運営しております。また、平成22年度下水道事業運営委員会において料金改定必要なしとされておりますので、そういうことで今のところ進めていく所存でございます。

以上で答弁といたします。

大変失礼しました。答弁漏れがございました。

国道337号線の4車線化と札幌大橋の複橋化に関する交通安全対策についてでございますけれども、道央圏連絡道路で道道札幌当別線と交差点部分の交通安全対策についてです

けれども、島田議員ご承知のとおり、この間緊急な課題として上げられておりましたので、町といたしましても平成22年度に地域の要望を受けて道路管理者である国に対しまして強く要請を行ってきておりました。それで、最近国として交通量の増大によりまして事故の増発を懸念したところから、平成20年、21年度と事故が発生し、また平成23年3月には3件の物件事故が発生したというようなことから、道警とも協議を行いまして改善に向けて取り組みを行ったものというふうにお聞きしておりますが、具体的にはこれまでビト工跨線橋から札幌大橋までの550メートルの区間において最大3.51%の勾配があったものを、これを2.5%の緩やかな勾配に修正する計画を進めておまして、これに伴いまして交差点中心部は最大1.01メートルの高さでかさ上げを行うということになります。それによりまして、平成27年度完成の暁には、交差点の安全性は以前よりも相当向上されるものと考えておりますし、交通安全対策は単なる道路構造上の問題だけではなくて、車を運転する人の技術、マナーなど大きなソフト面の対策が影響するということから、今後は道路管理者、それから関係機関に対しまして要望を行っていくことが必要だというふうに確信しているところでございます。

次に、防雪柵の整備計画についてのご質問でございますが、本町においては平成8年度に実施した道路防災点検の結果をもとに、地域要望などを含めて緊急性の高い箇所から吹雪対策として防雪柵を設置しております。現在吹雪対策が必要とされている箇所は14路線のうち23カ所ありまして、そのうち4路線5カ所はもう既に整備を終わっております。また、現在整備中の町道15線、南2号から国道337までについては、来年度完了の予定でございます。今後につきましても優先度を十分検討して取り進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（山内秀治君） 島田議員の一般質問にお答えをします。

まず、環境教育についてでございますが、近年の世界的異常気象などは地球温暖化の進行に伴う影響が大きいことから、国際的に二酸化炭素の削減や新エネルギー導入の取り組みがなされてきております。また、昨年の東日本大震災において福島で原子力発電所の事故が起き、原子力発電にかわる新エネルギーの普及を目指す動きとなってきたところでございます。学校の授業においても、環境や電気を初めとするエネルギーについて学んでおります。環境教育のさらなる理解のために、議員ご発議の小学校をモデル校として太陽光発電システムを設置すべきのご意見ですが、過去にスクール・ニューディール政策の一環として学校に太陽光発電システムを導入するかについて検討いたしました。2,000万円以上の設置費用がかかることや耐震補強工事及び老朽化に伴う改修工事を優先しておりましたことから、新エネルギーに係る教材については余り経費のかからない形で代替をしたいと考えております。学校における環境教育については、理科や総合的な学習の時間を通して自然体験学習やバイオエネルギー教室、エコに関することや自然再生エネルギー

一についての授業など、学習指導要領に基づいて実施をしており、今後も環境教育は持続発展社会を目指す今日的な教育課題として重要でありますことから、充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、レクサンド市との姉妹都市交流25周年記念事業についてでございますが、この事業は当初予算で議員の皆様にご審議いただきました範囲内で実施したものであることをまず申し上げます。私は、この訪問を通して強く感じたことは、25年という四半世紀にわたる提携交流の深さと重さでありました。教育面においては、15年前の10周年のときに中学生が訪問し、今は高校生の交換留学を中心として交流が続いております。また、今回の訪問でレクサンド市との提携交流が文化やスポーツ、教育交流ばかりでなく、産業交流という町の経済を形成する重い交流が基盤としてなされていることを強く感じました。このようにまちづくりに大きく寄与し、双方の町に経済的な利益をもたらせる交流を効果的に進めるのは人と人とのつながりであり、このようなつながりをつくる役割を担うのが行政関係者や産業にかかわる方々の交流、そして文化、スポーツ、教育などの交流ではないかと考えました。また、記念式典に参加して感じたことは、この事業は町レベルを超えた重要な取り組みとなっていることを強く感じました。さらに、記念式典にレクサンド市民が想像を超えるほど多数参加し、祝意を寄せてくださっている様子を見て、この提携や交流に寄せる大きな期待を感じ取りました。このようなことから、レクサンド市と当別町の提携交流をこれまで進めてこられた方々に感謝をしつつ、これからも継続していかなければならないと考えたところでございます。

今回の訪問では、青少年交流についてレクサンド市との協議の機会や場は持てなかったのですが、当別町の教育においてもレクサンド市との提携交流を深めていく役割を果たしていかなければならないと考えております。具体的には、今回の訪問に参加した学校研修グループの方々や校長先生、教頭先生、そして私などから学校の教職員や子どもたちはもとより保護者、地域住民などにスウェーデンの教育の状況を伝えながら今回の提携交流25周年を契機に一層充実した提携交流が図られるよう、特に子どもたちに将来この提携交流を自分たちが担っていくという意識を育てていきたいと考えております。また、当別の子どもたちとレクサンド市からの留学生との交流を行うなど、各学校での国際理解教育を推進しながら関係部局や関係機関、団体と連携、協力し、当別町とレクサンド市との提携交流を一層充実していく環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（高谷 茂君） 島田君。

○13番（島田裕司君） ご答弁ありがとうございます。何点かについて、時間もないようですけれども、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、水道料金の関係で水道料金の出前講座を10月いっぱい、今月いっぱい行うということですので、この件につきまして私は当然今回の水道料金の値上げのことはもちろんなのですけれども、やはりせつかく町民と対話するいい機会ですので、水道料金のことはも

もちろんですけども、行政全般のことや、あるいは先ほど私が申し上げたような下水道料金のこととか下水道のこととか、場合によっては除雪関係、いろんな行政全般についてもそういう出前講座を活用してはどうかというふうに思っておりますので、ぜひそのことについても検討していただきたいと思います。また、その10月の出前講座を終わった後、11月には議会に町側の改正の考え方を示していきたいということ。そして、12月定例会で審議していただきたいという、そのような答弁だったかと思っておりますけれども、やはり今所管の委員会でこれから議論をするわけですけども、なるべく早い段階で町の考え方もある程度示して、議会と議論する場をぜひ設けていただきたいと思っております。

それと、一番聞きたかったのが今回の来年4月の水道料金の値上げは、いわゆる激変緩和をいきなり、この財政計画を見ているとやはり19.8%でしたか、改正をしなくてはいけないという、それに対応するために留保資金等を活用しながら今回平均で10.4%の値上げにとどめたのだということだと思います。これは、いわゆる激変緩和をしたということは、その6年後、さらに値上げがあるのでないかというのが、要はこれは2段階値上げの改正につながる考え方でないのかということ懸念して私はいたわけですけども、今の答弁ではそういうことではないというふうに理解してよろしいのかどうか。6年間の10.4%でいくのだと、それは当然守っていくことですし、その6年後については、また一から財政、その6年間の経緯を見て、そして企業団の財政計画をにらんだ中で当然町民には理解いただけるような、そういう負担にしていくのだということだというふうに思っておりますけれども、その辺の確認を再度させていただきたいというふうに思っております。

時間が余りないのでですけども、もう一点、今回出されております財政計画の中の撤去費用の関係で元町の浄水場を廃止するに伴い、給水管とか送水管とかいろいろそれらの施設を撤去する費用がすぐ25年度から3年間でそれぞれ6,000万とか3,200万、4,200万とか1億3,000万ぐらいの撤去費用が財政計画上出ております。これは、町長も出前講座等でいろいろこれは何とか早急にしないで後回しにしたいのだということもおっしゃっておったと思っておりますけれども、私もこれは道路法の法律等もいろいろあって、すぐ撤去しなくてはいけないものなのかとか、廃止したらすぐすることによって、非常に財政計画が窮屈になってしまうと思うのです。25、26、この3年間で1億3,000万の留保資金も使わなくてはならない。せっかく5億以上たまった留保資金をそちらに充てることになりますので、私はこれはぜひ国などに解体をもう少し期間を延ばすとか、そういうことができないのか。これはぜひ、いろんな法律があっただけでこういうことになっているのかもしれないけれども、ぜひそういう検討もしていただきたいと思います。細かい点はいろいろこれから議会で十分そういう質問する機会がありますので、質問はそちらのほうでまたさせていただきたいと思っております。

最後にもう一点、水道料金も下水道の使用料も今料金体制では10円未満は切り捨てということになっております。この点について、やはりこういう町の財政状況もありますので、消費税の改定も近いうちあるというふうに聞いておりますけれども、やはりそういう機会

を捉えて他町村の料金体系と同じように私は見直しをすべきでないかなというふうに思っております。条例改正を含めて、そういう検討をぜひしていただきたいと思っておりますけれども、その点についても再度、その点について答弁できれば答弁していただきたいというふうに思っております。

それと、教育委員会の太陽光発電の設置について、ぜひ小学校でそういう設置していただきたいということをお願いいたしましたけれども、費用が2,000万もかかって優先順位では今耐震補強その他、そちらのほうを優先したのだということ今答弁ありましたけれども、これは優先順位をやはり並行した順位で私は考えるべきだというふうに思っております。そちらは、100%そちらにシフトするような優先順位ではなくて、やはり子どもたちの教育に資本を投入すべきだというふうに思いますし、これはこの間総務常任委員会で旭川のほうへ行ってきた資料によりますと、総事業費、太陽光パネルを小学校の屋上に設置した場合、直接のパネル工事は1,836万というふうになっておりまして、いろんな補助があります。それで、安全・安心な学校づくり交付金を900万円、公共施設臨時交付金も960万、あと起債で1,000万ちょっと借りておりますけれども、これも元利償還の50%か60%は交付税算入される。そして、扇山小学校の例ですけれども、これは一般財源150万でやっております。いろんな財源やら国の補助を活用しながら、ぜひ積極的に小学校の太陽光発電設置は前向きな検討をしていただきたいと思っておりますが、この点についても再度その思いをお願いしたいと。どうも今までの教育長のいろんな答弁を聞いておりまして、なかなか熱意が私はちょっと感じられないなというふうに思っておりますので、再答弁で熱意を感じれるような答弁をいただきたいとお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 今議会から予算審議に先駆けて一般質問をするという形になったわけですが、懸念していたことにならないように議長のほうで取り運びをお願いしたいと思います。

私は、今島田議員が言われました、我々が進んで出前講座をやったものではなくて、どうもダムができたのはいいことだけれども、水道料金がとんでもなく上がるらしいと不安が流布されるような新聞の書き方にもいろいろあるのだと、読み方にもあるのだと思っておりますが、それ以外にもいろいろ情報が錯綜しているので、町内会もなかなか落ちつかないと。ぜひ水道のことについては正しい情報を説明をしてもらいたいという、そういう願いがあったわけですが、そこで一般行政のことについてもとか、そういうことではございませんでしたし、そんな時間ありませんでしたし、また水道料金について不安があることは重々職員は知っていましたけれども、これだけ安くできる、あんな高くないと、そんなことを職員が言えるものではございませんから、水道はこういうふうに行っているのだということを誠心誠意職員は言ったと思っております。しかし、私も聞いていて、聞きたいのはそういうことでなくて、なぜこんなに上がるのだ、こうなのだということを聞きたいのだろうとは思っていました。ですから、説明したものは決しておかしくはなかったの

ですけれども、かみ合っていないということを察知しましたので、私としては副町長などと打ち合わせしながら水道の水利権がない町で、まずダムをつくらなければならないということで一生懸命ダムをつくらせてもらった。これによって水道が今度安定してくるので、これから料金については今島田議員さんからいろいろ言われているようなことも含めて十二分に議論した上で説明をするという予定でおりましたので、これはこれからきょう言われたことも十分参酌しながら、本当にすつと喉に落ちるような説明ができるようにご指摘を十分承って、町側のほうでは誠心誠意いい説明会ができるようにしたいと思います。そのときに、また余裕があればいろいろな関連することについてもご意見をいただいて十二分な議論をしていきたいと思いますが、できればあれがうまくいったか、わかったと思うかということ懸念されるので、いただく気持ちはありがたいので、議員各位も自分の町内会や自分の友達に水道は実はこういうことだ、ああいうことだと、いろんなことを聞いているか知らないけれども、こうなのだよというお話もいただければ私はありがたかったかなと思ったりしていますが、いずれにいたしましても12月以降議論ができましたら、煮詰まりましたら、それは時間を惜しまず、体力を惜しまず、誠心誠意一生懸命説明に尽くしたいと思っております。

また、撤去費のことなどについて、そういうものは学校は廃校になってもよけなくてもいいのですけれども、例えば浄水場などは河川法、道路法に拘束されるものなので、使わなくなったら直ちに撤去しなければならない法律の縛りがあるので、それも不承不承気をつけなければいけないのです。撤去しなければいけないのです。そうすると、これだけまた経費がかかるのでございます。それを全部水道代金にはね返っていくのですということ、私は町民の皆さんにわかってもらうために職員の説明を補足させていただいたのは、あの場合至極当然のことだと思っていましたし、事実そういうことでございますので、いつまでもほうっておけるところとほうっておけないところとありますので、そういうことも一応は申し上げて、その後またいろいろなご指摘のあったようなことで活用できたり、あるいは法律が整理されて、撤去が急がなくてもよいということになれば、それはそれでまたいろんな料金のほうに勘案できることだというふうに思っております。

また、とにかく水道2段階というのはごまかしだとかなんとかということでは決してないということを私たちは一生懸命お伝えしなければならない責務があったというふうに考えておまして、水道料金をご発議のとおり12月には一挙に町民がびっくりしても必要な料金にすぐ上げるべきかどうか、そのことも含めて検討していきますけれども、少なくとも今委員会答申ではやっぱりそうだろうと。先に一定の料金にして、今維持できる、6年間経営できる料金にして、その後いろいろな工夫をして、さらに下げれる自信も一部あります。例えば人件費だとかいろいろなことについてはかなり合理化できるという自信もありますから、6年後になったらとんでもなく上がるなんていうふうには毛頭考えておりません。そういう自信も含めて説明会をさせていただきましてけれども、何はともあれやっぱり議会の皆さんの十二分な議論、それを聞かせていただいて町案をつくるのが今は大

事だと。そして、それを住民の皆さんに今度は微に入り細に入り説明に入らなければならないというふうに考えてございます。

また、教育長から答弁あると思いますけれども、私も町予算の国際交流については予算で決められた範囲の中で議会の方々はこれくらいとかいろいろな方々はこういうふうにして、総数このくらいでいこうということについて十二分に議会の意見を聞かせていただいた中で今回は実施したということで教育長の答弁は私は当を得た、議会の意向を得た、議決の内容に沿ったことだったと思いますが、細部については教育長から答弁があらうかと思えます。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 教育長の答弁調整のために5分間休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時12分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

島田君の再質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山内秀治君） 島田議員の再質問についてお答えを申し上げます。

学校は、安全、安心が第一でありまして、したがって優先順位は耐震化や老朽化に伴う改修工事が上位にならざるを得ません。したがって、教材については先ほど答弁を申し上げましたように、代替等により経費の節減を含め検討し、対応していかなければならないと考えております。

また、議員さんご発議の太陽光発電のことにつきましては、今申し上げましたことや、またその教材価値等についても研究をし、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（高谷 茂君） 島田君。

○13番（島田裕司君） 先ほど再質問でちょっと答弁したというふうに町長は思っていたと思いますけれども、要は来年4月に水道料金値上げする案は2段階の値上げではないのだということで、そういうふうに捉えていいのかどうか、改めて聞きたいというふうに思っております。当然そういうことだというふうに私は受けとめておりますけれども、そういう再質問しましたけれども、ちょっと明確でなかったような気がいたしますので、あくまでもこの次の25年から6年間の改定率を決めただけ、答申があったというだけで、その後のことについては今後検討するのだということで受けとめておりますけれども、それでいいのかどうか改めてお聞きいたします。

それと、水道料金やら下水道料金の10円未満の端数の切り捨てる件ですけれども、この件については見直しをどのようにするのか答弁なかったので、その点もできればお願いしたいというふうに思っております。

それと、教育長の答弁ですけれども、レクサンドの関係では聞いておりませんでしたけれども、町長のほうから答えていただいておりますけれども、太陽光パネルの設置については、私は予算が財政的に厳しいのであれば、もっと小型化というか、そんな費用かけなくても教材用のそういう太陽光発電とか自然エネルギー、風力発電でも何でもそうですけれども、そういう仕組みを理解できるような教材というのはあると思うのです。もし財政的にできないのであれば、そういうことも含めて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 島田議員さんの再々質問にお答えいたしますけれども、水道料金については答申いただいたのは6年間のことについて答申いただいております。私たちは、次に絶対上げるとか上げないとか、そういうことを今言える段階ではありません。答申を尊重しながら極力その後は大幅な値上げにつながらないように方法を当然議会の皆さんと一緒に考えていかなければならないことだと思っておりますし、私もいろいろな引き下げれる要素はあるというふうに思っておりますので、それはとにかく12月ころに皆さん、議会での十二分な議論をいただいてというふうに思っておりますので、上げるとか上げないとかというふうに言いません。むしろ一部の何かに2段階になるのでないかとかなんとかということを感じてという不安がっている人がおられるのは私も承知しておりますけれども、そういうふうにならないように、そういう不安を起ささないように理事者側としてできるべきことを今までやってきたということでございますので、最終的に水道料金については十二分に議会の全議員の皆さんで十分な議論をしていただきたい。そして、かつ専門的なことについてはやっぱり所管の委員会でも一層やっていただくということが大事かと思っております。理事側では、それに十二分に対応していかなければならないと思っておりますので、その節にはどうぞご協力をお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 島田議員さんのご質問の最中にちょっと副町長と打ち合わせして

いたので、聞き漏れして答弁漏れになりました。申しわけございません。

端数の切り捨ての問題のご提言だったと思いますが、そういうことも議会の多くの議員さんもそういうふうにお考えなのかどうか十二分に議論を聞かせていただいて結論を出していけることではないかと思っておりますので、これをもって答弁にかえさせていただきたいと思っております。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（山内秀治君） 島田議員さんの先ほどのご要望、小型の太陽光パネル等のお金のかからない教材があるのではないだろうかということについて、ご要望として受けとめながらも、先ほど最初の質問の答弁の中でも申し上げましたように、新エネルギーに係る教材については余り経費のかからない形で代替したいと考えておりますというふうに答弁をしておることの中身に、私もお指摘の小型の太陽光パネルがあることを承知しております、そのようなものを含んだ答弁としてお受けとめをいただければというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 以上で島田君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時25分

○副議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告2番、石川君の質問であります。

石川君。

○6番（石川和栄君） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、介護マークのカード導入について。外出先で認知症や障がいのある人たちを介護していることを周囲に知ってもらうため介護中のマークを普及させる取り組みが道外の自治体で広がっています。道内の介護関係者からも道内での普及との声が上がっています。マークは、介護中の文字を両手で支えるデザインで、緑とオレンジの2色が使われています。介護者がカードホルダーに入れて首から下げて使用しています。静岡県が作成し、昨年、平成23年4月から介護マークの名称で県内に配付したのが始まりと言われています。静岡の担当者によると、きっかけは2009年の夏、認知症の妻を介護する男性からの訴えだったようです。男性は、高速道路のサービスエリアで妻をトイレに連れていった際、不審者と間違えられ、警察に通報される体験をしたそうです。認知症や障がいのある人を異性が介護する場合、周囲から見ると介護していることがわかりにくく、トイレの付き添いや

下着を買うときなど誤解や偏見を持たれることがあります。町内においても、介護中であることを示すマークをつくってほしいとの要望が介護家族から上がっております。静岡の取り組みを受け、介護マークを厚労省も平成23年12月、都道府県に対して管内の市町村に周知するよう事務連絡を出すなど後押しを始めました。北海道は、それぞれの市町村で取り組んでほしいとの考えであります。既に導入している自治体はマークを悪用されないよう、配付を行政の窓口に限定し、希望者に配付しています。日本の高齢者は、今後もふえ続けるため、病院などでは全ての要介護者を受け入れることは難しくなっています。実際特別養護老人ホームの入所待ちは40万人以上と言われております。多くの人は、在宅で介護を受けざるを得ないのが現状であります。国も施設から在宅への方向性を強めています。在宅で介護される人、介護する人への誇りを大切にすることで余計なストレスを感じることなく生活を送っていただくためにも行政からのサービスは欠かせない要件と考えます。平成24年8月現在、当別町における要介護認定数810名、そのうち介護サービス利用者が597名のうち423名の方が在宅介護をされています。在宅支援推進の一環として介護マークのカードを作成し、希望者に配付することを要望いたします。町長のお考えをお聞かせください。

2つ目、いじめ対策強化について。滋賀県大津市でいじめを受けていた中学2年生が自殺した事件をきっかけに各地で学校でのいじめ問題が広がりを見せている。9月には同級生から虫などと呼ばれるいじめを受けていた兵庫県川西市の高校2年生と、いじめられていて死にたいと書き残した札幌市の中学1年生が相次いでみずからの命を絶っています。子どもたちの悲劇にやりきれない思いを抱きます。いじめから子どもたちを守るために大人が真剣に向き合わなければなりません。いじめは決して許されないことであり、いじめを受けている子どもたちのSOSを敏感に察知し、いじめの芽を早く摘み取るための対策が急がれます。いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得ることです。これまでは、学校現場任せで対応が後手に回っていた文科省が9月、スクールカウンセラーの増員など総合的な取り組み方針を決めたことは一歩前進したと言えますが、多忙な教師だけでいじめ問題を抱え込むには限界があります。地域の理解と支援が欠かせません。学校支援地域本部などの力を有効に活用すべきです。いじめの解消には、その本質を見抜く大人の感性、目や心を養うことと深遠の底でもがき悲しむ子どもの心の奥を引き寄せることが要求されると考えます。

本年、文部科学省から4月、9月までに緊急調査として国立、公立、私立の小中学校、高校に対していじめの実態把握のためのアンケート実施の通知がありました。当別町教育委員会からアンケートによる結果の公表を伺いたいと思います。

アンケートを通して積極的な実態調査を行うと思いますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

いじめは、いじめるほうが100%悪いとの考えを徹底してほしいと考えます。

いじめの芽を見逃さない教育環境の再構築をどのように考えているのかお伺いいたしま

す。

子どもは、社会の光、宝です。国、教育委員会、学校、地域、家庭と社会全体が総がかりとなった取り組みが今こそ必要だと考えます。きのうの一般紙だと思いますが、いじめの把握調査をここの4月から9月までということで文部科学省のほうから調査があり、その結果がすごい数で私びっくりいたしました。昨年1年間で7万2,031件でしたのが、ここの6カ月、半年で7万5,000人という数がここに発表されました。そのうち約250件が生命や身体がおどかされたおそれのあるケースということも調査上ここに載っております。これを踏まえて、当別町として教育長のお考えをお聞かせください。

以上2点、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（後藤正洋君） 石川君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 石川議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、介護マークのカードの導入についてのことでございますが、外出先などで認知症や障がいのある方の介護において、周りの人から見ると介護していることがわかりにくいため、特に異性が介護する場合、場所により誤解や偏見を持たれるケースがあります。このため、介護家庭から、家族からの要望によりまして、静岡県では平成23年の4月に介護マークを作成し、マークを紙に印刷して介護者が首からかけて使用できるカードホルダーに入れて希望者に配付しておりまして、県内の企業などがポスターを張るなど普及、啓発に協力しております。静岡県では、この取り組みについて全国的に普及を図ってほしいという要望を厚生労働省に行いまして、厚生労働省においても23年12月に各都道府県に対して周知するよう通知を出しておるところであります。介護マークの必要性につきましては、介護中であることを周りの人に認識してもらうことによって誤解や偏見を避けることで介護者の精神的な負担の軽減につながり、有効性があると考えておりますが、ただ介護マークの導入に当たっては住民の皆さんにマーク自体をわかっていただけて理解していただくことが必要であるというふうに考えておりますので、外出時には他の市町村に行くこともありますことから、静岡県のように都道府県単位で取り組みが必要であるというふうに考えます。現在のところ、札幌を含めた石狩振興局管内の市町村においては介護マークを導入している市町村は全くありませんので、一般に浸透しているというふうには言いがたく、今後当別町介護者とともに歩む会など介護している家族のご意見や、それから介護事業に携わっている方々の利用の意向を伺って石川議員のご意向に沿いながら判断してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁といたします。

○副議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（山内秀治君） 石川議員の一般質問にお答えをします。

いじめ対策の強化についてでございますが、今いじめが原因と思われる児童生徒の自殺が全国で起きております。私は、命を絶たざるを得なかった子どもの苦しい心中に共感し

ながらも、子どもたちがどんな理由があろうともかけがえのない命をみずから絶つことはあってはならないことと思っております。しかし、自死を選択せざるを得なかった環境をつくってしまった学校や児童生徒、教育委員会、家庭などの責任は重いものがあると思っております。当別町の小中学校においては、先ほど議員もお話がありました文部科学省と北海道教育委員会によるいじめ把握のためのアンケート調査の1回目を6月に実施したところでございます。結果につきましては、小学校では869名中20名がいじめを受けたことがあると回答し、該当の学校では即教職員が一致した体制で詳しく調査をし、そのうち19名がいじめについては解決し、また少し時間がかかったのですけれども、1名についても解消に向けて努力をし、現在は解決をしております。中学校では、591名中9名がいじめを受けたことがあると回答しましたが、現在は全て解決をしております。

教育委員会では、各小中学校に対して文部科学省や北海道教育委員会からの指導通知や資料を活用していじめに係る指導の充実をお願いするとともに、北海道教育委員会との連携を図りながら必要に応じ教育委員会としての通知を発出したり校長会等の機会を利用して指導の充実、また夏期と冬期に当別町教職員の研修会を開催し、特に冬期のほうにつきまして生徒指導に係る指導の充実を図っているところでございます。

教育委員会との連携のもと、当別町の各小中学校ではいじめを一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的苦痛を感じているものと捉え、いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こり、いじめは絶対許されないという強い考えに基づき、教育活動全体を通してこの意識を児童生徒に身につけ、保護者や地域にも伝えていく取り組みを行っております。また、児童生徒の自浄力の育成や児童生徒が教職員を含め周りの者に相談あるいは通報することが大切であるとの意識を身につけるなどの指導の充実を図っております。また、日常からお互いの人格や人権を尊重する意識や態度の育成、児童生徒同士の心の結びつきを強める体験学習などを通して、児童生徒間の好ましい人間関係づくりを築く指導や社会性、思いやりの心の育成、命を大切にすることの意識の指導の充実を図っております。また、障がいのある児童生徒への理解を進めるための指導やお互いの違いを認め、支え合う学級づくりも行っております。

各学校においては、このような取り組みを通していじめが起こらないよう未然防止に積極的に努めております。さらに、文部科学省や北海道教育委員会と連携しての調査やアンケートの実施及び児童生徒が発する小さなサインも見逃さない日常からの児童生徒理解の充実、教職員と児童生徒の信頼関係を確立し、児童生徒が気軽に面接や相談を求める環境づくりの推進、スクールカウンセラーの活用、教職員間のいじめに係る情報の日常的な交換、交流、保護者や地域住民からの情報収集などを行い、いじめの早期発見に努めております。学校には、いじめを把握した場合は対応するためのチームを即組織をし、指導方針や計画を共通理解し、行動予定や役割分担に基づき迅速な対応を進めるよう指導しております。また、必ず関係の保護者と連絡をとり合い、対応策について十分に説明をし、理解を得ながら取り組みを進めるようにしております。教育委員会や警察と関係機関との連携、

協力を行い、児童生徒には心のケアとともに登下校時や休み時間、清掃時間、放課後などの安全確保やきめ細かい調査、指導に基づき継続的に再発防止の指導に努めるよう指導しております。

教育委員会としては、家庭や子どもたちの相談や支援を受け持つ少年指導センターあるいは地域の子どもたちの生活の様子を観察し、何かがあればすぐ教育委員会のほうに情報を提供してもらっておりますけれども、少年補導員などがおりますので、さらに教育委員会には学校教育指導員もおりますので、このような機関、団体等を活用しながら今後とも各学校がいじめを許さない学校づくりを進めるという強い意思を教職員全員が持ち、効果的、具体的、計画的に取り組みを進めていくよう指導してまいり所存でございます。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○副議長（後藤正洋君） 以上で石川君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告3番、柏樹君の質問であります。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 議長の許可がありましたので、町長の政治姿勢等について一般質問を行います。

まず、民主党野田政権のTPP交渉参加に反対の姿勢と行動について、町長の考え方についてお伺いをいたします。野田首相は、TPP参加の意向に変わりがないことを重ねて表明しております。日本経済と国民生活に大きな損失を与えるTPPへの参加を許さない全国の運動はさらに広がりを見せて、毎週金曜日の原発稼働反対、原発ゼロを求める行動と同じように、首相官邸前行動も定期的に行われております。TPP参加が農林漁業に壊滅的打撃を与え、食料供給と食の安全という国民が生きていく土台を崩す、いわば農業と食料が危ないことに加え、アメリカ型ルールが押しつけられて、医療や公共事業、金融保険、労働などでもアメリカの基準に沿って日本の制度が変えられてしまいます。野田首相は、国民に対する十分な説明責任を果たして国民的議論を経て結論を得ると言っていましたが、実は空約束で、実際は参加しても交渉内容は4年間秘密扱いであることが明らかになりました。TPPにかわる貿易ルール、これは食料主権を初め経済主権を尊重して国民の暮らしと権利を守る互いの国のルールを尊重しながら経済環境を発展させることが重要ではないでしょうか。TPP参加反対の1点で国民的協働の広がりがありますが、大事な局面、重要な時期を迎えて、町長の決意を改めてお伺いをいたします。

次に、文科省は9月4日、公立学校施設の添乗や照明器具など、非構造部材の耐震調査結果を公表しました。学校の建物そのものの耐震化は当別町では済んでいますが、天井材、照明器具、窓ガラス、外壁、内壁、スピーカーなど設備機器、そしてテレビや書棚などの家具の7種類について、耐震点検の実施率は道内小中学校で65.2%、道内179市町村の小中学校では全体の3分の2近い13市町村が全学校の耐震点検を終えて、対策まで完了した市町村が63あったと報道されております。東日本大震災では、多くの事故が発生したことから、天井の照明やバスケットゴールに落下防止対策を施したり窓を強化ガラスにかえて

安全性を高める対応をしているところもあります。学校は、災害時における地域の避難所になっており、地域住民の命を守る防災拠点でもあることから、これら非構造部材の耐震化も急ぐ必要があると思いますが、当町の現状、点検を含んでどういう現状になっているかということと取り組みの状況、今後の計画についてお伺いをいたします。

あわせてまた、築40年を超えた役場庁舎も一定の補強はされましたが、災害時は対策本部機能を果たすわけですから、同様に強化が求められると思うので、あわせてお伺いをいたします。先日大崎市の訪問を議員、副議長が議長代理で、また岡野団長など議員6名で三本木を訪問したときにも市議会の議場で天井が落下した震災の影響等も見てまいりましたが、当別町もそういうことがないようにこれらについての対策がどういうふうにするのかお伺いをいたします。

次に、老人福祉対策についてお伺いをいたします。最近町外へ転出する世帯のうち老人世帯が多いように感じます。老人人口が増加する一方で高齢者クラブ加入率あるいは加入者が減少していると聞きます。その理由はさまざまだと思いますが、高齢者福祉計画に照らして効果が十分なのか、生きがいを持って我が町に永住されるためには、自治体の支援対策も強めなくてはならないと思うのですが、改めて検討されるよう伺うものであります。各高齢者クラブも腐心をされて、お年寄りが閉じこもりにならないよう一人きりの高齢者への声かけにも取り組んでいると伺っています。しかし、例えば1泊の研修旅行もかつては年4回やって、いつも楽しみにしていたのに町の福祉バスの廃止に伴って高齢者クラブの取り組みには費用がかさむ。今は、日帰りで迎えに来ているバスを頼りによりやく年1回できるかどうかだと言われております。以前のような行事を通して楽しみやお互いの交流が行われて、さまざまな集いなどに広がりを持たせるためにも財政支援も含めて具体的な町の取り組みを求めたいという声が強いです。ぜひこの声に応えていただきたいと思うわけであります。

最後に町の水道料金改定案の決定に臨むに当たって、町長の姿勢をお伺いいたします。前段島田議員も基本的な観点も含めてやりとりがありましたが、重複するところも多少あるかと思いますが、ご答弁をお願いしたいと思います。当別ダムの完成に伴って石狩西部広域水道企業団から水道の供給を受ける関係自治体のうち石狩、当別、小樽の共産党議員団が8月に北海道知事に対しまして水道料金単価の抑制、運営コストの節減に努めることを要請しました。具体的には、1つには道が派遣してきた企業長及び職員2人の来年度以降の派遣条件、負担割合について、道が主導して構成団体による協議の場を持つこと。2つ目には、一般会計からの繰り入れなどによって低所得者世帯の負担軽減を図る水道事業者や町に対して道は協力や助言を惜しまないこと。3番目に、道も水道料金に関する住民への説明責任を果たすこと。札幌市が受水を延期したことのほかの自治体への影響など、きちんと情報公開することなどであります。企業団の企業長に対しても単価の値上げ抑制を求めるなどの要請を行いました。たび重なる需要予測の下方修正と札幌市が受水開始を12年間おくらせたためスタート時の水道料金単価が現行と比べて概算で20%アップと大幅

な値上げが見込まれるとして、これは当時8月のころの話です。企業長の非常勤化、構成団体の首長が兼任するなどして経費節減を行うことや企業長や企業団議会議員の報酬カットで経費節減を図ることも提起しました。さらに、企業団として安全、安心で支障のない範囲で運営費の節減に努めるように要望をいたしました。これらは、今後の運営の中で検討されるものもあって、すぐには来年からの料金抑制に結びつかない点もありますが、道や企業団の責任、役割は重要だと考えます。町長は、料金引き上げを極力抑えたいとして議会も十分議論されたいと発言されています。上下水道委員会の答申を受けて、これから町案を決められるわけですが、私は高料金対策制度の活用と完全従量制の維持と、12年計画を6年ごとに分けて前半の負担軽減と後半6年後の大幅負担増を避ける取り組みの方向を基本的に指示しつつ、今後議会でもさまざまな角度から議論していきたいと思っております。今回それに先立って、特に道や企業団に対する町長の姿勢、見解を伺いたいと思うわけです。

先日道や企業団への要請を行ったことを石狩市長にお話しした折に、田岡市長も道の姿勢が弱いという感想を持っておられました。今後のコスト削減への努力に対して、泉亭町長も出前講座に出席されて道や企業団との関係についても先ほど言った具体的な問題、人件費の問題あるいは運営費、経費節減に言及されてお話をされており、説明をされておりましたが、改めてこの場で伺っておきたいと思えます。

以上、1回目の質問といたします。

○副議長（後藤正洋君） 答弁調整のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○副議長（後藤正洋君） 再開いたします。

午前中の柏樹君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 柏樹議員さんの一般質問にお答えいたします。

最初に、TPP交渉参加反対の姿勢と行動についての質問であります。昨年11月11日に野田首相がTPP交渉へ参加に向けて関係国との協議に入ると表明があり、その際には十分な国民的議論を経た上で国益の視点に立ってTPP論議を、結論を得ていくというふうにおっしゃいました。しかしながら、TPP協定に関するこれまでの国からの情報提供や説明は全く不十分であり、民主党の経済連携プロジェクトチームの議論の中でもアメリカとの事前協議に際して自動車、それから保険、郵政の市場開放や規制の見通しが求められており、さらに交渉参加の事実上の条件として自動車分野での譲歩が求められていることも、それから政府から事前情報が伝えられていないとの指摘がされていました。また、

柏樹議員の質問にもありましたとおり、交渉内容については4年間秘密扱いであるという情報、そういう情報もありまして、内容が不透明なまま交渉が進められる可能性もあるやに聞いておりまして、このたびの民主党総裁選挙によりまして代表に改めて野田首相が選ばれたことを受けて、引き続き政府の動向について私は注視してまいりたいと考えております。

まず、日本が第一に考えなければならない重要なことがあると、私はこのたびのレクサンドの訪問で個人的に強く感じたことがございまして、私は過去に1988年、姉妹提携した次の年ですね、それと2002年、10年前、町長就任させていただいて、15周年にレクサンド市に行ってまいりましたが、そこで今回私はスウェーデンがどうして環境先進国になったのか、大きな関心を持って行ってまいりました。アッレマンスレットという法律は柏樹議員もご承知だと思いますけれども、スウェーデンの独特の法律ですけれども、スウェーデンの人の自然に対する考え方を象徴する、これは考え方でありますけれども、誰でも自然の中を散策して自由に楽しむ権限を有するという。持ち主のプライバシーを侵さない限り、財産に損害を与えたりしない限り、土地の所有者に許可を得なくてもここに踏み込むことができるという。これは、全ての自然は番人のために属するという、そういう不文律ですね、こういうことがスウェーデンの大きな特徴でありますけれども、スウェーデン人特有の精神文化に由来するものだというふうに思います。スウェーデンの国家が隕石でできたとか、いろいろな伝説がある中で、あの国の本当に精神文化だと思いますけれども、私は2002年にスウェーデンに行ったとき、2回目に行ったときに、1996年にペーションという首相だった方がスウェーデンは25年か30年をかけて生態学的に持続可能な社会に転換させるといふ、こういう国家目標を明確にしていくということそのときも聞いておりました。現在は、自然を消費するのではなく、自然と共存しながら産業振興を図るといふのがスウェーデン人の考え方になっていました。しっかりそうなっていました。10年後に行ってみましたら、事実スウェーデンのバイオマスエネルギーは、この25年ないし30年の間に2倍になっているそうであります。さらに、バイオマスエネルギーを輸出しているということです。そのためにいろいろ雇用が発生しているということ。単に木材だけでなく、そういうことをバイオマスエネルギーを輸出産業にしている。この分野で雇用が物すごく創出されているということ。また、私と高谷議長、竹田議員さんはディナーをごちそうになった、それぞれ班分けしたのですけれども、私たちがたまたま邪魔した前市長のポーペッテルソンさんのお宅では灯油はたいていません。大きなペチカで、一緒に行った竹田議員さんなどは本当にびっくりして眺めて、あっち行ったりこっち行ったりしてペチカを眺めておりましたけれども、これはそういう方のうちだけでなく、石油からペレットにかえると税が控除される。税金の高い国ですから、いろいろなことに補助をするということよりも、この国はそういうことに取り組むことに対して税を控除するという、そういう考え方があるということを知りました。多くの家庭がペレット暖房にかえているそうございまして、このように輸入依存度を下げて、自分たちの資源、自分たちの地域や国にあ

る資源で自立しようということを実際にやっているということを目の当たりに私は見、感じてきました。今スウェーデンは確実にその道を歩んでいるのでございます。また、通訳さんの話などでもEUの中でもまだおけているところもあるけれども、スウェーデンは最先端をいっているということを彼らが言っているということを私は聞きました。

日本もTPP問題でさまざまな議論をしておりますけれども、まずもって考えなければならないのは、国民の生命にとって最も大切な食料やエネルギーを経済議論の中で輸入に頼るということではなくて、自国のものは自国で賄うということを真剣に考えることが非常に大切なことだということはこのたびのスウェーデンの25年の交流の中で私が三たび行かせていただきまして、今回最も強く実感し、痛感して帰ってきた点であります。いずれにいたしましても、昨年度の定例会でも答弁しましたけれども、十分な議論がなされないままにTPP交渉へ参加することは反対であるという姿勢に変わりはないだけでなく、農業が主産業である町としては、より強く主張しなければならないと一層感じました。

次に、役場庁舎の非構造部門の耐震化についての質問でございますが、役場庁舎の耐震化については本年度の政策評価において平成25年度の耐震審査実施の検討を実行して現在行っております。柏樹議員のご発議の中にありましたが、役場庁舎は災害が発生した場合にあっても災害対策の拠点や住民へのサービスを提供する上で重要性の高い施設であるという認識をしております。そのため、構造体の耐震化に合わせまして天井や照明器具など、非構造物部門の耐震化に対する配慮も必要であり、構造体の耐震化とともに検討してまいります。

次に、老人福祉対策についてでございますが、柏樹議員ご指摘されましたように、当別町の65歳以上の高齢者人口は増加しておりまして、平成24年9月1日現在は4,701人となっており、高齢化率も25.9%に達しており、いわゆる団塊の世代が65歳前後となっている状況において、さらに増加が見込まれる状況であります。そのような超高齢化社会において高齢者が可能な限り住みなれた地域でそれぞれの能力に応じて自立した日常生活を過ごすことができるよう、今年度策定しました当別町高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画において思いやりと生きがいを感じられるまちづくりを基本理念として施策の推進を図っていくところであります。特に高齢者の社会参加と生きがいづくりにつきましましては、計画において主要施策の一つとして位置づけており、その中で高齢者クラブ活動の充実を上げております。高齢者クラブの加入者や加入率の低下につきましては、全道、全国的な傾向であり、その背景には特に60歳代の方々の意識の変化、それから個を重んずる風潮、趣味や価値観の多様化などが言われていますが、高齢者クラブは身近な身のニーズに応じた自主的な活動の場であるとともに、高齢者同士が地域を支えていく活動や生きがいづくり、ボランティア活動など高齢者クラブの存在意義は大きいものであると考えております。現在当別町においては、高齢者クラブへの財政的な支援を行っておりませんが、健康福祉出前講座や健康相談など個別に高齢者クラブへ出向いて対応しており、平成23年度は延べ46回、1,083人が参加されておりまして、またふれあいスポーツ大会もこれまで2

6回開催されておりました、今年度は419人が参加されています。高齢者クラブ自体の活動においては、町内で現在32クラブが高齢者間の親睦や交流にとどまらず、ひとり暮らしの高齢者への声かけなど地域を見守る活動や交通安全運動、それから環境美化活動など、高齢者の生きがいづくりや社会参加につながる取り組みを行っており、今後ますます活発化が期待されることから、町としてはこのような高齢者クラブの自発的、自主的な活動への支援のあり方について引き続き高齢者クラブ連合会や福祉協議会と協議していきたいと考えております。この点につきましても、私はスウェーデンの徹底した個人主義というものを、スウェーデンの人たちは皆年寄りや年寄りでも集まって楽しむということだけでなく、徹底した個人主義を貫くためにいろいろなことをやっておられるということも、これも国民の資質の違いはあるとしても、これから研究していく必要があるというふう感じて帰ってまいりました。

次に、水道料金の改定に関して、道や企業団に対する姿勢、見解についてであります。これまでの石狩西部広域水道企業団に対する要請といたしましては、供給単価を一円でも低く抑えるために運営経費の削減として企業長の専任職から構成団体首長の兼務などによる人件費の削減、それから浄水場運転管理の民間委託、それから浄水処理が安定期に入った場合の薬品費縮減などの経費削減を要請してまいりました。北海道に対しまして、企業団の安定運営のための協力と支援を構成団体長会議などで私自身求めてまいりました。石狩西部広域水道企業団の運営は、水道用水供給の初期段階における浄水場の運転等を含め、施行を繰り返しながら運行していくことと思われまふ。しかしながら、数年後にはこれらも安定した中での運営が可能となりますので、浄水処理に係る経費の削減や企業長を含めた企業団職員に対する経費削減も可能と思われまふので、このことについて企業団に対し引き続き要請をしていかなければなりません。また、企業団の構成員でもあります北海道に対しましては、石狩湾の振興開発の推進主体であることや元来石狩湾振興地域開発基本計画と並行してダムを推進してきた道に将来ともご指導とご支援をいただきたいと考えております。ここのところは、繰り返しますけれども、北海道が主体となって石狩湾振興開発を進めていくに当たって、そこの開発の基本計画をどうしても達成するためには当別ダムは必要であったから、それで並行してきたわけですから、そういうことから考えると、今完成するまで大変な北海道にご支援とご協力をいただいた。できたから、もう道はいいということでは私はなかなか言えませんけれども、もともとは並行したものでしょう。ですから、五、六年たったらやっぱり自立、こちらのほうでいろいろ工夫していく中で道のほうでもやっぱりしっかりとしてもらいたいということについては、私は申し上げることにちゅうちょすることはございません。したがって、何年かたったときに、またはね上がるとかそんなことを想像もしておりません。ここのところを何回も私は今までも個人的に申し上げてきましたけれども、どうやら誤解する人もいたようですから、改めてこの点は本会議で申し上げ、自分の責任を道になすりつけたなんて言う人もおりましたから、ぜひ本会議で申し上げさせていただきます。

当別町は、昭和27年に3,000人の簡易水道事業を開始したのであります。当別、この市街地は水がなくてなくて困ったのであります。私は、獅子内に住んでおりました、お盆に当別まつりに、この当別の市街の親戚に来ました。喉が乾いても、その親戚のうちの水が出ませんでした。そういうことがずっとこの市街は続いておったのであります。ですから、昭和37年に戦後やや復興したころ、この当別町も簡易水道を始めたのであります。しかし、どんどん、どんどん当別の人口が戦地から帰ってくる人、またいろいろ子どもがお生まれになるのが多い時期でしたので人口がふえまして、38年には簡易水道ではもうもたなくなつて、昭和38年には知事権限内の安定水利権、8,000人までは知事の権限で上水道が行えましたので、38年に上水道を当別町は始めたのであります。当別土地改良区の東裏揚水場、当別川の東裏揚水場の下流で、土地改良区の下流で水道用水の取水をする施設をつくったのであります。そのため、夏には流水が不足になると、水田の用水がたびたび不足になりまして、町としては水道用水確保のために当別川にブルドーザーを入れて水をかき集めるような工夫をしながら水道水を何とか賄おうとしたのでありますけれども、それでも異常渇水するときには水田用水を割愛してもらって田んぼのほうに水を我慢していただけないかというようなことを町から土地改良区にお願いして、水田に水は欠かせない時期でありますけれども、命も大切だということでそういうお願いをしていたのであります。昭和48年にダムをつくることを担保にして、石狩湾振興のダムをつくることを担保にして暫定的に当別川から暫定水利権をいただいて浄水場の水の取り口を現在の場所、今の町の浄水場下流のほうに、現在のところに設置をいたしまして、条件は少しよくなったのであります。その48年から今日まで39年間、当別町は上水道の水利権が正式にないまま運営を余儀なくされて、安定した上水道運営のために水利権を得ることが当別町の至上命題であったのであります。したがって、どうしても当別ダムを完成させなければならなかったのであります。当別ダム建設によって水没地になる青山地域の方々には一大事なことでありますから、当然猛反発、猛反対されました。そうしたことから、町議会は当別ダム対策特別委員会を設置いたしまして、青山地域の振興策と水没者、水没地域の対策のために13年間にわたり106回のダム対策特別委員会を開催し、開催の日のみならず、この13年間は毎日ダムのことを話さない人がいないほど当別町はダムに大変な腐心をしたのであります。水没地域の人々のみならず、ダム背後地の少数地域となるの方々のご意向、ご賛同をいただくために、議会議員は全員が必死の議論をして、町職員はまた心身をすり減らすほどの13年間であったのであります。この間に当別町は実に5億6,000万円の予算を使用したのであります。今当別ダムが完成に当たり、議場の方々はこの当別町議会の諸先輩の方々の活躍に感謝し、その努力に敬意を表するためにダム竣工に当たっては議会は心から祝意を示すべきでないかと私は考えております。

以上で答弁といたします。

○副議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（山内秀治君） 柏樹議員の一般質問にお答えをいたします。

防災対策の取り組みについてでございますが、平成21年より耐震診断を実施し、耐震補強が必要な当別小学校校舎、体育館、当別中学校校舎、体育館並びに西当別中学校体育館について、平成22年度、23年度の2カ年で補強工事等を完了いたしました。平成23年度の東日本大震災を受けて文部科学省は、致命的な事故が起こりやすい屋内体育館の天井材、照明器具、内外装材、バスケットゴールの非構造部材の落下防止対策などを進める必要があることなどを示しました。当別町においては、学校施設の耐震補強を優先しており、平成22年度に作成された学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックに基づく点検は行っておりませんが、耐震補強工事とともに体育館の天井についても補強をしまして、一部の窓枠の取りかえや壁を補強したところでございます。施設の耐震補強が完了しましたので、非構造部材の目視による耐震点検を平成24年度と25年度において実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁でございます。

○副議長（後藤正洋君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） それぞれ答弁ありがとうございます。何点か再質問をいたします。

TPPに関連して、町長のスウェーデンの訪問されたことと兼ね合わせてのご答弁でした。スウェーデンという国は、この間たまたまスウェーデンとのかかわりで原発をあそここの国は選択しないということ国民投票で決めたということで、エネルギー、向こうの風力だとか、今町長がご紹介されたいろいろなバイオマスだとか、いろんな点でのエネルギーへの転換が今取り組まれているということで、今回の訪問される方の中にもそれを実際に見てきたいというお話を伺ったこともあります。そういう意味で、今エネルギー選択という点ではスウェーデンは非常にいい経験だなというふうに思います。当別町との比較でいえば、国有林、道有林、林関係がたくさんありますから、そういうものを使ってはどうかという宮司議員の前の質問もございました。当別でのエネルギー開発をしてみても、そういうことを私思い起こしたのですが、そういう自然に恵まれた、そしてまたそれを大切にす国の風土というのですか、スウェーデンには恐らくあると思うのです。森と湖と非常にすばらしい空気の中でやっていることを、やっぱりぜひ当別でもそういうものを、心の問題もそうですし、実際にそういうのをつくり上げていくという大切さをぜひ実現できればいいなというふうに思います。そういう意味では、TPPは経済的な問題もそうですけれども、自然そのものも破壊されていくということも通じますので、ぜひ町長におかれましては引き続き反対の姿勢を、特にことしから来年にかけても重要な時期だと思っておりますので、頑張ってくださいというふうに思います。

それから、前後しますが、質問した順番でお尋ねするのですが、今教育長から今年度、来年度、目視によっていろいろなものを危険性をきちっと診断をしていきたいということですが、文科省から道教委には公立学校施設の非構造部材の点検にかかわる財政支援についてというのが多分来ていると思うのです、そういう通知が。これは道教委に来ていると

思うので、うちのほうにも来ているかと思うのですが、文科省の学校施設の環境改善交付金ということも点検や設計などに関してそういうものも補助対象になっているとか、そういうものもありますので、目視が果たして完璧かといったら、教育長はできるだけ費用を抑えるということでのいろいろな工夫をされるかと思いますが、安全面ということをやっぱり優先した形での取り組みをしていただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。避難所である学校ですので、あわせて冬期間、そこが避難所になった場合、暖房はどうなるのか。それから、電気がなくなったとき学校に発電機がきちっとあるのか。それから、投光器ですね。それから、冬は当別は特に雪の関係がありますから、そういうことに対する設備は学校でも必要だと思うのです。今回から200万ずつ10年かけて防災の関係の学校への配置も含めたものが予算化されましたよね。それとのかかわりもあるのですが、いろいろな補助対象にもなるものをきちっと捉えて、ぜひ整備をしていっていただきたいと思えます。当別町も役所がもう40年以上たって、先ほどもお話がありましたが、当別の地震の関係では、1834年ですからことしで180年ぐらい前ですが、その当時は当別自体に余り人も住んでいなかったの、人的被害というのはなかなかないのですが、当時の石狩地震の関係の本を私ちょっと読んだのですが、マグニチュード6.4だったそうです。ただ、それが石狩の河口で、札幌市も住宅は余り張りついていなかったけれども、震度6だったと。二十何キロ離れている。恐らく当別も、そういう意味では、仮にこういうものが来たときには十分な、想定外というふうに言わないで、やっぱりきちっとしていく必要があるということに対応していただきたいなというふうに思って、重ねてお尋ねをしておきたいと思えます。

あわせて、太平洋側は津波対策で随分テレビをにぎわせていますけれども、日本海側はどうなのだという点では同じようになったときに、たまたま冗談でというか、雑談でも話しているのですが、当別町に海拔何メートルという表示があるところが多分ないと思うのです。例えばビトエなんかは石狩のほうから当別川上がってきたら、距離的にはそんなに遠くないと思うのです。そこが多分1メートル50かそこらではないかという話なのですが、そういう表示をして、ここは海拔何メートルですという表示をされると、意識がその人たち、近くを通った方がここもやっぱり対応する必要があるなという、そういうところの啓発にもなると思うので、そういうことも今後の計画の中でぜひ、大した金額ではないのですけれども、きちっとしていくということも考えていいのではないかということなので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

老人対策については、町長から自立に向けていろいろな取り組みをされているけれども、町としても改めてそういう検討もしていきたいというふうに私は受けとめましたので、ぜひ来年度以降のところで、より具体的な形で前向きな形になっていくようお願いしたいと思います。老人クラブも強制して入れるものではないし、そして入ったとしても必ずしも楽しいものにはならないので、そういう意味ではぜひ努力をしていただきたいことを私から重ねてお願いしておきたいと思えます。

それから、水道の問題は、具体的には今後委員会等でも議論になると思いますが、先ほど町長が取り組みの歴史も含めて道や企業団の姿勢についても一定の見解も示されています。本来的には、企業団と共同の管理をするわけですから、本当は料金も一緒に、企業団は全部同じ料金だというのが僕は本当は好ましいと思うのですが、それは島田議員のときにもそれぞれの条件があってやむを得ない部分もあるということですから、ただその中で道も入っている、札幌市も入っているという、大きなところ入っての共同の協議の場がありますから、この間道や企業団にも要請したときにも首長間で合意されているからねと言われたら、それで一蹴されたらもう我々もそれ以上できない。町長は町長で首長会議でこういう提案をしましたということが委員会でも出ていましたが、そういうことをお互い首長間で協議の場がやっぱりもっと必要でないかということも私たちが言ってまいりましたし、ぜひ町長もそういう姿勢で臨んでいただきたいということで、具体的にはいろいろな経費節減に向けての定義をされて、同じ認識で進めていかれるように希望して、これは要望にとどめておきたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（後藤正洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時42分

○副議長（後藤正洋君） 再開いたします。

柏樹君の再質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山内秀治君） 柏樹議員の再質問についてお答えをいたします。

冬期間の避難所にかかわってのご質問でありましたが、暖房機、発電機、投光器にかかわって答弁を申し上げます。

まず、暖房機や投光器については、地震等で電気が切れた場合には機能しなくなりますので、そのときの対応については今後検討してまいりたいというふうに考えております。また、発電機については、役場で所有しているものがありますので、それを移動して使用していきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○副議長（後藤正洋君） 以上で柏樹君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○副議長（後藤正洋君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは午前10時より会議を開きます。

本日は大変ご苦労さまでございました。

(午後 1時43分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第3回当別町議会定例会 第3日

平成24年10月4日（木曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 山田明君 | 2番 | 古谷陽一君 |
| 3番 | 宮司正毅君 | 4番 | 渋谷俊和君 |
| 5番 | 稲村勝俊君 | 6番 | 石川和栄君 |
| 7番 | 臼杵英男君 | 8番 | 小早川孝男君 |
| 9番 | 神林俊一君 | 10番 | 岡野喜代治君 |
| 11番 | 市川正君 | 12番 | 桐井信征君 |
| 13番 | 島田裕司君 | 14番 | 竹田和雄君 |
| 15番 | 柏樹正君 | 16番 | 後藤正洋君 |
| 17番 | 高谷茂君 | | |

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

| | |
|------------|--------|
| 町長 | 泉亭俊彦君 |
| 副町長 | 近藤充徳君 |
| 総務部長 | 加賀谷定歳君 |
| 総務課長 | 野村雅史君 |
| 財政課長 | 江口昇君 |
| 企画部長 | 増輪肇君 |
| 美しいまちづくり課長 | 熊谷康弘君 |
| 住民環境部長 | 森田至君 |
| 環境生活課長 | 中出徳昭君 |
| 福祉部長 | 高橋通君 |
| 福祉課長 | 高取真由美君 |
| 経済部長 | 竹原陽一君 |
| 農林課長 | 三上晶君 |
| 建設水道部長 | 堤和弘君 |
| 建設課長 | 高松悟志君 |
| 代表監査委員 | 米口稔君 |
| 教育委員長 | 白井応隆君 |
| 教育長 | 山内秀治君 |
| 教育部長 | 小山久夫君 |

管 理 課 長 山 田 敏 行 君

事務局職員出席者

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 滝 本 隆 志 君 |
| 次 長 | 五十嵐 一 夫 君 |
| 主 幹 | 小 川 義 則 君 |
| 主 事 | 浦 島 卓 君 |

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高谷 茂君) ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程ですが、さきにお配りをした日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

4番 渋谷 俊和 君

5番 稲村 勝俊 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長(高谷 茂君) 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により行います。

通告4番、渋谷君の質問であります。

渋谷君。

○4番(渋谷俊和君) 議長の発言の許しが出ましたので、ただいまから質問させていただきます。

水道料問題についてですが、きのう島田議員と柏樹議員が取り上げていましたので、私は違った角度から2点質問したいというぐあいに考えています。

最初は、この水道部門、また課税、税務部門、両部門とも十分検討したけれども、現行法では無理だと判断した国有資産等所在市町村交付金の適用についてであります。当別ダム及び当別ダム下の西部広域水道企業団の水道施設、浄水場等ですが、固定資産税について、担当部局から残念ながらそれは無理という形ですが、基地などが提供している市町村などに与えられる交付金、国有資産等所在市町村交付金等のほうの活用は全く不可能なのかどうかお伺いしたいと思います。町のほうも財源の問題、さまざまな知恵を絞って今検

討されていると思います。私は、固定資産所在地、当別ダム、また浄水場、この市町村が使用していない場合、ダムや関連施設を使用していない場合は国から固定資産税に見合う交付金が当該市町村に交付される、このように聞いておりますけれども、ダム建設負担の割合や西部企業団の水道施設利用の割合など、所在市町村の負担や利用割合なども考慮してもらえないものなのかどうなのか。検討した結果だと思いますが、ぜひそういった点では、仮に現行法ではだめでも、今後国や道、その他働きかけてそこを少しでも切り開いて交付金の道を探るようなことが可能かどうか、このこともぜひ含めてお伺いしたいというぐあいに思います。

2つ目は、水道料値上げ決める前に町民の声をぜひ聞く場を町理事者はつくってほしいというお願いであります。町長は、3月の議会で町民との対話が必要と思ったときは常に開催する姿勢は今でも何ら変わっていない、住民対話について答弁されておりました。今こそ私は、この言葉、このことを実行に移すときではないかというぐあいに考えております。町は、留保資金の活用、そして下水道事業からの受託料の値上げ、さらに職員の削減、なおかつ一般会計からの繰り入れ、このように全ての手を尽くして供給単価を372円20銭から10.4%増の254円に抑え、町民の負担を和らげたい、このような試算を出されて現在出前講座も実施されておりますが、大事なことは町長を初め町幹部が全町民にこれだけ大きな影響を及ぼす水道料値上げだけに、町当局もあらゆる無駄を省き、やれるだけのことは精いっぱいやった上での料金設定である、このことを丁寧に丁寧に説明をして理解をもらう努力が必要ではないのか。もちろん出前講座も大事ですけれども、町政に責任を負う立場の人が率先して町民の前に出かけ、繰り返し繰り返しそのことを説明することが不可欠であると思います。なぜなら、町民は水道料だけでなく、消費税の増税の問題、また原発問題に絡んだ燃料の高騰、電気、ガス等のライフラインの軒並み値上げ、それから社会保障の負担その他、あるいは税金の控除の廃止など、さまざまな面で実質値上げの報道に大変不安を募らせております。これは、明るい当別をつくる会で8月の末に実施した水道料値上げを考える町民の集いでも多くの方からそのことは出されておりました。ぜひ今こそ町長を初め町幹部が積極的に住民対話でその声を聞いた上で値上げ案を最終的に議会に諮る前に決めて、この姿勢をとっていただきたいと思いますが、町長の見解を伺いたいと思います。

3つ目ではありますが、当別町の情報公開条例についてであります。国の情報公開法もそうですが、国民、住民が主人公という民主主義の原点は、住民自治の本旨でもあります。具体的には、情報公開を積極的に推進して、町民の知る権利を保障し、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加と監視の充実を期し、公正で開かれた町政を推進する、こういうことを目的として当別町の情報公開条例が実施されていると思いますが、当別町での情報公開の活用や申し立ての現状、また申立人からの苦情や異議の申し立てなど、どのようになっているのか。もしその内容もあれば状況を教えていただきたいというぐあいに思います。

次に、4つ目の質問であります。町営住宅の入居者にこそアンケートの実施をというテーマですが、当別町の町営住宅約500戸近くありますが、新春日団地の7棟116戸、樺戸団地の2階建て2棟8戸、これを除いてその全てが耐用年数を過ぎており、災害時はもちろん日常生活の中でも耐用年数が過ぎたことからくるさまざまな苦勞をしょっておられます。昨年質問でも床落ち27件、畳の表がえ182件、建具補修65件、その他という大変どの内容を見ても厳しい中で暮らしている現状と、またそれに対応している職員がお二人ですが、大変な苦勞をなされて事に当たっているということも推察されます。

そこで、質問ですが、現在全町的に実施している住宅マスタープラン策定のアンケート、これも現在進行中だと思いますけれども、こういう全体の住宅の計画や策定、そういったものに対するアンケートも私は当然大事だと思いますけれども、今急がれているのは町営住宅入居者に対するアンケートの実施ではないかと、このように思います。さきに産業建設常任委員会で十勝の大樹町に伺いました。大樹町では、今言ったこのアンケートなどを公営住宅の入居者に実施して長寿命計画や補修計画に生かし、実践している経験も伺ってまいりました。今後当別町としても24年度、長寿命化計画の策定、また実施に向けてのいろいろな考え方、そして補修計画、このことを具体化されたいと思いますけれども、その意味ではほとんどの方が耐用年数を大幅に超えている古い住宅の入居者の生の声を聞きながら計画を進めていく、そのことが求められているのではないかと思います。ぜひそういった意味で実施をしていただきたいと思います。町当局の見解を伺いたしたいと思います。

最後ですけれども、一般競争入札制度も導入してはいかがかという前にも提案した中身であります。議会の始まる前に資料をいただきました。平成24年6月13日から9月19日まで入札された建設事業、土木関係5件、7,108万5,000円、下水道費関係4件、9,807万円、水道事業9件、2億7,580万5,600円、合わせて18件、総額で4億4,421万1,000円、これで落札されたという資料が渡されました。調べてみましたら、落札率ですが、土木費で97%強、そして土木費以外のその2つの費目では96.3%以上の高い落札率で落とされています。以前から指摘しているように、町財政も厳しいいろいろな観点からも、前に監査委員も指摘しておりましたが、指名競争一辺倒ではなく、一般競争入札方式もぜひ取り入れてはどうか。検討して具体化を図っていただきたいと思います。町長の見解を伺いたしたいと思います。

1回目の質問を終わらせてもらいます。

○議長（高谷 茂君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 渋谷議員さんの一般質問にお答えいたします。

初めに、国有資産等の所在市町村交付金関係についてでございますが、これは既に調査済みであります。法律上も交付金の対象にならない、適用外だというふうに判断しておりますので、これ以上の答弁は控えさせていただきます。

2番目の水道料金値上げを決める前に直接町民の声を聞くことをということでございま

すが、町民との対話に関する質問については23年の第4回の定例議会において答弁しておりますし、また本年の第2回の6月の定例議会にも繰り返し繰り返し丁寧に答弁をしておるところであります。

3番目の当別町情報公開条例についてでございますが、この情報公開制度の実施状況については6月の定例議会で行政報告をして報告済みでありますので、どうぞご確認ください。

4番目の町営住宅入居者に対するアンケートの実施について質問ですけれども、現在当別町の住宅マスタープラン及び町営住宅長寿命化計画策定業務を行っておりますが、その中で町営住宅の全入居者に対しましてもアンケート調査を既に実施しております、これは9月24日をもって終了、回収を終えております。計画策定に当たっては、多くの町民の声を聞くとともに、有識者のご意見などを参考にして取り進めていく考えであります。

最後の一般競争入札の検討についての質問でございますが、当別町における入札は、地方自治法の趣旨にのっとりまして、公正さを第一義として機会均等の理念によって経済性を確保すべく適切に実施いたしております。

以上で答弁いたします。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） ただいま答弁がありました、何点か再質問したいと思います。

1つは、住民の声を聞く対話の問題であります。ことしは何回か答弁がされているということだけですが、実際具体的に水道料値上げという本当に全町民に与える多大な影響、こういった重大な問題について具体的に担当部局の出前講座そのもの自体はこれも一つの大事な取り組みだと思っておりますが、この水道料値上げ案を決める町の責任者、町長が具体的にこれだけ大きな影響を及ぼす行政上の大きな問題ですから、直接そういうときこそ町長が前から言っているように、必要と思ったときには開催する姿勢、変わらないというぐあいには言っておりましたので、今ほど町長が言っている水道料値上げを前にした町民の声がどんなに切実な声を持っているかということを知る姿勢というのを具体的にやっぱり実行してもらいたい。その実行がされないの、何回も質問するのでありますから、その点ではぜひそういった意味で具体的にしてもらいたい。ただ、この9月議会に提案する当初の予定が12月と具体的になりましたので、若干時間がそこに生まれたと思っておりますので、ぜひそういった点では今後の中で実行していただきたい。改めてそのことをお願いしておきたいというぐあいに思います。

それから、情報公開条例の問題であります。この点については私は本当に町民が町の行政の進め方やいろんなことについて考え、判断する材料として情報公開というのは非常に大事であるというぐあいに改めて感じておりますが、さきにこの情報公開条例に基づいて開示を求めたときにひとつ大事な資料が抜けているという内容がありました。年度が違っていかいろんかともありますけれども、開示されるべき資料が開示されないで抜けていた。それを申し立てによって、抜けていましたということで改めてそれが開示され

るという場面がありました。私は、これは情報公開条例そのものが生かされないやっぱり一つの中身ではないか。本当にこのことをどう、情報公開条例の大事さというものを認識しているかどうかという中身が問われていることが起きたのではないかなと思います。そういった点で、この情報公開条例に基づく町の姿勢というか、そういうものについて苦情というか、申し立ての内容が私は聞いているので、今そのことを改めてご披露するのですが、そういった意味で具体的に本来開示されなければならない資料が、意図的かどうかは別にしても開示されない。その場合のペナルティーというか、やっぱり町民に対しての情報公開条例に基づく中身が実行されていない、されていなかったミスがある、そういった問題についての重要性について改めて町当局の考えをお聞きしたいというぐあいに考えております。

それから、町営住宅入居者のアンケートの実施であります。現入居者へのアンケートはもう実施していると、9月24日までという形で答弁されました。これは、住宅マスタープランで全町的にやっている持ち家か、あるいは借家か、いろいろなアンケートの中身ありますけれども、そういう中身、住宅マスタープランで当然公営住宅入居者もそのアンケートの対象になっていると思いますので、そのことを指しているのか。それ以外に公営住宅入居者に対して具体的なアンケートが実施したという形なのか、その点ちょっと明確にさせていただきたいというぐあいに思います。

その2点、再質問させていただきます。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 最初に再質問にお答えいたしますが、最初の水道料金の値上げについて、渋谷議員はまず町民の意見を聞けということは何回も言われて、何回も答弁したとおりであります。再質問ですから私もあえて答弁いたしますが、こういう料金を上げるときには利用者の意見を先に聞くと当然水道経営がどういう状況が全てを理解しているわけではありませんから、安いほうがよいという意見が圧倒的になるのは私は承知いたしております。ですから、水道事業の健全経営のために、まずいろいろな方の意見をしっかりとまとめて、そしていろいろな意見を開陳してもらって、こちら側からの意見も考え方も述べて、答弁過去は何回もしているとおりの手順を踏んで、ある程度の案が固まったら町民の皆さんに説明しながら意見を聞いて、そしてそれを押しつけるのではなくて、町民の意見が、たくさんとうい意見が出ると思いますから、それもまた踏まえて実行していくというのが私は手順だということを繰り返して説明しているわけですが、きのう柏樹議員の一般質問でダムのことについてちょっと私は答弁の中で触れましたけれども、来る10月7日にこの当別町の水道の用水の重要な当別ダムができるのですけれども、今私が得ている情報では、この竣工式に私は柏樹議員に先輩議員の労苦に対して敬意を表す意味でも当別町の議会は祝意を示すべきだと申し上げましたけれども、16人いらっしゃる議員全員が当日出席できるという状況になっていないという情報を得ていますが、全員がぜひ行くべきだと。そういうところで全ての設置者の話、また集まってきた人々の話を議会

議員はしっかりと意見を耳を大きくして聞いて、その上で水道について論じていただきたいと思います。

また、情報公開条例、資料が不足だったということ、前も議会で議員はおっしゃっていますけれども、1件について100枚もの資料請求される中でたった1枚職員のほうの手違いで出せなかった。これは意図して出さなかったものでなくて、議員も発言のとおり、準備が整ったと思ったけれども、1枚足りなかったと。議員ご自身が理解されているように、何百枚資料を要求されましても、これは情報公開条例によって必要経費ということですから、コピー代だけでございます、要求するものは、1枚当たりわずか10円足らずの資料要求、コピー代だけでそれを全ての場合誠心誠意町職員は情報公開法にのっとって従っているというふうに私は信じております。再三再四いろいろな町民から要求があったことで、わずか1枚だけが整わなかったということを議会で質問されるという内容であるかどうかについては、私はいささか疑問を感じます。

3番目のアンケートの調査について、町は町営住宅に入っておられる方も一般住宅を持っておられる方も一様に平等にこういう種類のアンケート調査を行わせていただいております。町営住宅に入っている方だけが不利益だとか、あるいは町営住宅に入っている方を優先的に扱うというようなことにはなりません。しからばローンで持ち家を持っておられる人のご労苦に対してはどう考えるのかという意見があることは、渋谷議員ほどの方ですと十分理解が得られるはずでございます。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 1点だけ再々質問したいと思います。

それは、水道料値上げの住民との対話、説明の問題であります。たしか3月議会だと思えますが、値上げ案を決める前にぜひ住民の声を聞く、そういう対話の集会を開いてほしいという要望をした中で、それは決まったら説明を開く。決まった内容を徹底するための説明会を開くということに町長は答弁されたのではないかなと。私は、そのときの記憶はそんなぐあいに覚えております。間違っていれば訂正いたしますけれども、今の町長の答弁ではそうではなくて、決める前に当然そういった、決める前ですから、町長言われるように値上げについては誰も歓迎するという人はいません。それは、もう町長の言うとおりでと思いますが、しかしそれ以上にやっぱりこれだけ住民の生活に重大な影響を及ぼす水道料値上げの問題ですから、本当に丁寧に丁寧に住民の声を聞いて、そして最終的に案を練って議会に提案して確認をしていくという段取りだと思いますが、その点で先ほどの答弁でそういうことを開くという形で受けとめたのですが、それでいいかどうかも含めて最終確認したいと思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） お答えいたします。

我が国は、議会制民主主義制度の国でありまして、地方でも村といえども議会制を施行しているものであります。当別町は、多くの町民の声を、一人残らず多くの声の意見を聞くために議会議員17名で皆さんの意見をこのような形で聞いているのでございます。渋谷議員からも再三一般質問あるいは予算の中でのいろいろな質問を私は受けて、それに一々お答えをさせていただいております。こういう問題について、一々総会制で町が町民を寄せていくことが本当に真の声が聞けるというふうには私は思ってはおりません。議会制の中で多くの町民を網羅しながら、そして貴重な意見を伺いながら議論していくという、そういう中から一定の方針が決まっています、さらに多くの方々にいろいろなことを聞きながら、また周知してもらうような、そういう催しを行っていくということが私は当別町で行われる最大の最良の方法だと思っています。特に水道料金の問題などについては、まず水道がどういう状況であるかということをよく知ってもらって、例えば浄水場がいつ壊れるかわからない状況だったということをお申し上げたことありますけれども、職員がそれを申し上げたときに、それはおどしでないかという声も返ってきました。そういうふうにとられる方もいらっしゃるのだなと私は思っていましたけれども、職員にすれば本当に必死で一分も一秒もし怠ったら大変なご迷惑になるという悲壮な思いで管理に当たっているということもわかっていただかなければならない。そういうことは、やっぱり町長のみならず議会議員の皆さんのご協力の中で皆さんにわかっていただく、そういう方法が大切だと思っています。私は、議会制民主主義ののっとりながら町民の声を聞かせていただいて、水道の問題など全てのことについて今行っている手法は間違っていないと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（高谷 茂君） 以上で渋谷君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告5番、小早川君の質問であります。

小早川君。

○8番（小早川孝男君） 議長の許可がありましたので、一般質問をいたします。

通告にありますように、合併浄化槽についてであります。私はこの件について3度目になります。同じ理事者に3度も同じ内容の質問は数少ないとは思いますが、あえて行います。

22年3月議会での町長答弁では、町全体の財政状況は予断を許さない状況ではあるが、美しいまちづくりの基本で美しい農村計画を創出して都会の人たちを呼び込むためにも農村部の下水道は必要であると考えている。合併浄化槽の設置への助成制度なども視野に入れて、新たな生活排水処理計画を検討していくとの答弁をいただきました。私が財政状況からして近い目先ではなかなか計画は立てられないのは理解できるが、10年先ということではなく、せめて中期的な見通しを示してほしいと再質問したことに対して、町長は補助事業で実施するとすればおおよそ1億8,000万円ほどかかると浄化槽事業での具体的な負担額を示しながら、それでも真剣に取り組まなければならないだろうと思っているとはっきり述べられました。それから2年半の時間がたち、現在どう検討されているのか伺いた

いのであります。具体的な進捗状況をお答えいただきたいのです。美しい農村計画の一体だと言われた地域住民は大きな期待を抱き、心待ちにしているのではないかなと、こう思うところであります。

先日スウェーデンレクサンド訪問で四、五日滞在された議員さんたちの話の中で、便器の使いづらかったことを聞かされておりますけれども、世界に誇る日本のウオシュレット、私は自宅で暮らしている高齢者に病院や施設に入ってからではなく、自宅に毎日おれる間にウオシュレットの快適さを提供できるなら、まさにお年寄りに優しい福祉につながっていく事項にもなるのかなと思います。来年4月からは水道水の料金アップも図られるであろうけれども、町民誰も節水に努めると思われますが、そんな中でたとえコップ1杯の水量であっても、新たな需要の拡大も図れるかと思われます。

町長は、今年度の予算編成に当たって、町民の生活の質の向上、満足度の向上に重点を置くと新聞紙上にコメントしていましたが、まさにその言葉に通じていくものと思われます。周辺地区の皆さんは、本当に心待ちにしているものと思われます。どうか色よい答弁を期待して、質問を終えたいと思います。

以上。

○議長（高谷 茂君） 小早川君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 小早川議員さんの一般質問にお答えいたします。

合併浄化槽に関しての件でありますけれども、住みよいまちづくり、衛生的なまちづくりの生活排水対策として合併浄化槽の推進について、平成22年の第1回の定例会で小早川議員、それから第6回の定例会で稲村議員からそれぞれ一般質問がありまして、私は答弁の中で町債の減、それから石狩西部広域水道企業団の負担の減といった財政事情が許すならばという一定の条件をつけながら、この整備の検討に取り組んでいくこと、小早川議員が今おっしゃったようにかなり私も積極的に答弁をいたしております。現在生活排水処理の方向や国の補助制度の活用について、クリーン当別推進協議会で検討をお願いしているところであります。現況の合併浄化槽にかかわる国の補助制度は、私北海道の下水道推進協議会の今会長でございます。これは、伊達、前の町長さんが副会長として、また配野町長さん、当別町は下水道は自治体としては比較的早くから取り組んでいた、そういう関係で道内の役職、重要なことをそれぞれ先輩の町長さんが仕事をされておられ、不肖私その同じ町の町長だということであったと思いますが、今そういった形でやっておりますから、る情報を掌握しております。東日本大震災の復興、それから復旧を優先するために、北海道などでの補助枠は大変圧縮されてきているのが現状であります。さらに、補助金決定がされた場合、その実施の確実性を絶対やるのかということ、その地域全体がやるかというような、そういうことについても求められておるところでありまして、実施をもしできなかった場合は費用が高いとか、あるいは全体がまとまらないというようなことになっていく場合は、翌年度以降の補助枠が減少するペナルティーが課せられることになっており

まして、設置後の法定管理、これが下水の排水については非常に制約が厳しくなってきました。したがって、私は小早川議員の質問に、議会で一般質問に答弁をしたと同時に、意欲的でありましたから議員の地域の方々個々に少なくとも10人以上の方の意見を承っておりますが、議員が発議され、私が意欲的に取り組んだこととはちょっと温度差があるということを実感いたしております。前段の渋谷議員のお話もありましたけれども、町民の声、議会の声だけではなくて、私はそのように町民の声も掌握しているのであります。そういう中で、議員がご発議されたようなことばかりではないということを知り承知して、そういうことで今議員に聞くと反問とか言われるかもしれないけれども、議員の地域から町内会あるいは組織から町に宛ててこの合併浄化槽についての要望なり陳情なりが行われているというふうには私は承知しておりませんが、いかがでしょうか。私は、そういうふうにはいただいているとは思っていません。現在生活排水処理の方法や国の補助制度の活用を含めまして、クリーン当別推進審議会での検討をお願いしているところであります。現況の合併浄化槽にかかわる国の補助制度は、東日本大震災で非常に緊縮になっているということについては先ほど申し上げたとおりでございますので、そういった状況の中でどのような合併浄化槽の補助制度が町にとっても、また地域の町民にとっても有効かつ効率的になるかということ、また経済的になるかということについて調査をし、検討し、なお前向きに進んでいきたいという気持ちではおりますことをもって答弁いたします。

○議長（高谷 茂君） 小早川君。

○8番（小早川孝男君） 今の答弁は、今回私の質問に沿っていくかなと、そういうような受けとめ方で聞かせてもらいました。ことしになってから配付された当別町の下水道処理計画改定版というのか、そういうものに目を通して、今当別町で残されているのは公共下水道あるいは集落排水事業とか、そういうことはほとんど達成されているのかなと。残されているのは、周辺部の生活環境整備の合併浄化槽、これはこれからの課題として残されているのだと、そんなふうで改定版でそういう意味合いのことを書かれているのだと、こう捉えております。どうかその改定版にもあるように、その方向に向かって今後進んでもらいたいなと、こう思っております。

質問ではありませんけれども、そう感じ取って私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 以上で小早川君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時46分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第3回当別町議会定例会 第4日

平成24年10月5日（金曜日） 午前10時21分開議

議事日程（第4号）

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 平成23年度当別町各会計決算審査特別委員会報告
- 第 3 議員提案第5号 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書
- 第 4 議案第 3号 平成24年度当別町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第 4号 平成24年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 5号 平成24年度当別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 6号 平成24年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 7号 平成24年度当別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 8号 平成24年度当別町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 9号 当別町防災会議条例の一部を改正する条例制定について
議案第10号 当別町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第11号 当別町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について

閉 会

午前10時21分開議

出席議員（17名）

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|------|
| 1番 | 山田 | 明君 | 2番 | 古谷 | 陽一君 |
| 3番 | 宮司 | 正毅君 | 4番 | 渋谷 | 俊和君 |
| 5番 | 稲村 | 勝俊君 | 6番 | 石川 | 和栄君 |
| 7番 | 臼杵 | 英男君 | 8番 | 小早川 | 孝男君 |
| 9番 | 神林 | 俊一君 | 10番 | 岡野 | 喜代治君 |
| 11番 | 市川 | 正君 | 12番 | 桐井 | 信征君 |
| 13番 | 島田 | 裕司君 | 14番 | 竹田 | 和雄君 |
| 15番 | 柏樹 | 正君 | 16番 | 後藤 | 正洋君 |
| 17番 | 高谷 | 茂君 | | | |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

| | | |
|------------|-----|------|
| 町 長 | 泉亭 | 俊彦君 |
| 副町長 | 近藤 | 充徳君 |
| 総務部長 | 加賀谷 | 定歳君 |
| 総務課長 | 野村 | 雅史君 |
| 財政課長 | 江口 | 昇君 |
| 税務課長 | 山崎 | 一君 |
| 企画部長 | 増輪 | 肇君 |
| 美しいまちづくり課長 | 熊谷 | 康弘君 |
| 住民環境部長 | 森田 | 至君 |
| 環境生活課長 | 中出 | 徳昭君 |
| 住民課長 | 武井 | 英子君 |
| 福祉部長 | 高橋 | 通君 |
| 福祉課長 | 高取 | 真由美君 |
| 福祉課参事 | 辻野 | 幸一君 |
| 子育て推進課長 | 佐々木 | 由紀夫君 |
| 経済部長 | 竹原 | 陽一君 |
| 農林課長 | 三上 | 晶君 |
| 建設水道部長 | 堤 | 和弘君 |
| 建設課長 | 高松 | 悟志君 |

| | |
|-----------|-----------|
| 上下水道課長 | 吉 尾 雅 昭 君 |
| 教 育 部 長 | 小 山 久 夫 君 |
| 管 理 課 長 | 山 田 敏 行 君 |
| 社会教育課長 | 中 谷 茂 実 君 |
| 代表監査委員 | 米 口 稔 君 |
| 教 育 委 員 長 | 白 井 応 隆 君 |
| 教 育 長 | 山 内 秀 治 君 |

事務局職員出席者

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 滝 本 隆 志 君 |
| 次 長 | 五十嵐 一 夫 君 |
| 主 幹 | 小 川 義 則 君 |
| 主 事 | 浦 島 卓 君 |

◎開議の宣告

(午前10時21分)

○議長(高谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程ですが、さきにお配りをした日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

4番 渋谷 俊和 君

5番 稲村 勝俊 君

を指名いたします。



◎平成23年度当別町各会計決算審査特別委員会報告

○議長(高谷 茂君) 日程第2、平成23年度当別町各会計決算審査特別委員会の報告を求めます。

岡野委員長。

○平成23年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長(岡野喜代治君) 平成23年度当別町各会計決算審査特別委員会報告書。

平成23年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計並びに水道事業会計決算について、平成24年9月28日より10月1日、5日の3日間にわたり慎重審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

審査の結果、1、認定第1号 平成23年度当別町各会計歳入歳出決算、2、認定第2号 平成23年度当別町水道事業会計決算、本各案件は原案のとおり認定すべきものと決定した。

なお、本特別委員会開催前に行われた平成24年度第3回議会定例会で、監査委員から政

務調査費に関する一議員の不適正支出について指摘があった。これを受けて本会議で返還勧告を決議したが、当該議員はなお不適正使用分の返還に同意しなかった。この問題が解決しないまま決算審査が可能なのか議員の間で疑義が生じ、2時間にわたる議員協議会での協議の結果、当該議員から「返還請求に応じる」旨の回答を得るまで特別委員会の開会が遅延する事態となった。

政務調査費の不適正支出に関しては解決を見たが、監査委員の意見書で留意すべき事項として「恣意的な判断による不適正支出の防止対策」や「政務調査費の適正な運用について、町民の理解を深めるための方策」について、当別町議会としての適正な対応が求められている。

今後このような問題が発生しないよう、条例改正、議会報告会の開催などを含め必要な措置が早急に講じられるよう議長に要望し、平成23年度当別町各会計決算審査特別委員会の報告とする。

平成24年10月5日。

議長、高谷茂様。

平成23年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長、岡野喜代治。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） ただいまの委員長報告のとおり認定し、理事者に送付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、平成23年度当別町各会計決算は認定することに決定いたしました。



◎議員提案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第3、議員提案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

後藤君。

○16番（後藤正洋君） ただいま議題となりました議員提案第5号につきまして、私から提案理由の説明をさせていただきます。

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書といたしまして説明をさせていただきます。

この意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出をさせていただきます。

提出者、当別町議会議員、後藤正洋。賛成者、当別町議会議員、竹田和雄、同じく島田裕司、同じく桐井信征、同じく市川正、同じく岡野喜代治、同じく神林俊一、同じく小早

川孝男、同じく臼杵英男、同じく石川和榮、同じく稲村勝俊、同じく宮司正毅、同じく古谷陽一、同じく山田明。

提出は、本日平成24年10月5日であります。

当別町議会議長、高谷茂様宛てでございます。

提案理由ですが、本年の8月15日、香港の民間団体の船が我が国領海に侵入し、乗組員の一部が、尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。不法上陸に関して事前に予告があったにもかかわらず、みすみす不法上陸させることとなった一連の政府の対応は、我が国の国家主権も守れない愚行と言わざるを得ない。

現政権の外交施策は国益を損ない続けている。今回の事案も民主党政権の国家観の欠如、外交の基本姿勢の欠如が招いたものであると言わざるを得ない。

よって日本の国家主権を断固として守るために、尖閣諸島に関する取り組み強化を国会及び政府に強く求める。

なお、香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書につきましては、別紙のとおり配付をさせていただいておりますので、それにかえさせていただきます。

なお、この際ですので、議員の皆さん、そしてここにおられる皆さんとともに尖閣諸島そのものが日本固有の領土であるという認識を深めるために、その日本側の主張について少し述べさせていただきたいと思えます。

現在日本は、この尖閣諸島につきまして日本固有の領土であるという主張をいたしております。中国は、古来中国領土であるということを主張しておりますけれども、これが歴史的にも事実無根であることは明々白々でございます。日本は、今領土問題が存在しないという主張をしていますが、客観的な事実としてどうかということを見ていきたいと思えます。一般的に領土問題を考えますときに、先占、どちらが先にそこを領有したか、あるいは実行支配がされているか、あるいは国際条約の観点からどうかということを見るのが一般的だというふうに言われています。

まず、先に占有している、どちらが先にその土地を領有したかということですが、古い地図におきましても、中国人がつくった地図ですが、そこに尖閣諸島は日本の領土だということが明示されています。また、ちょうど1895年の1月14日でありますけれども、これは下関条約が結ばれる年の1月、下関条約の前でありますけれども、日本の領土として宣言をし、その際近隣のどの国からも異論が出なかったという事実があります。

次に、実行支配ですけれども、その要件といたしましては、例えば人が住んでいる、あるいは仕事をしているという実態がある。あるいは、その仕事による対価として税金を納める、そういうことが行われているかというふうに見るそうですが、実際に魚釣島等々、尖閣諸島には大体100人前後の方たちが当時暮らしていたという事実がありますし、かつおぶし工場もあり、実際にそこに工場も住民も住んでいた。そして、もちろんそこから得た利益によって石垣市に税金を納められていたという事実があります。ですから、魚釣島の住所といたしましては、沖縄県石垣市字登野城2392番地ですとか、しっかりとした

歴史的な実行支配の根拠があります。

これとは別に、現在竹島は韓国が実行支配をしていますけれども、これも大変な問題でありますけれども、古くは韓国の地図にも日本の領土だということが明記されていましたが、今韓国は国連の舞台で世界地図から日本海という名称をなくそうということもロビー活動を続けているということも聞いております。

ちょっと道が外れましたけれども、次に領土問題を見るとききの3番目、国際条約ですけれども、下関条約が1895年の4月17日に発効されておりまして、その第2条に清国は台湾などの島々の主権を永遠に日本に渡すというふうに書かれています。このときの台湾などの島々に尖閣諸島が含まれるか含まれないかということが問題なのですけれども、先ほどご説明いたしましたように、同じ年の1月14日に日本は領土として宣言をし、そしてまたどの国からも異論がなかったということで、この下関条約の第2条の台湾などの島々にはこの尖閣諸島は含まれていないという解釈をするのが一般的でございます。

次に、終戦後1951年9月8日にサンフランシスコ平和条約が締結されますけれども、その第2条にちょうど下関条約で日本が得た島々、これを返すということになります。第2条には、日本は台湾などに対する全ての権利を放棄するというふうに書かれていますが、この権利した放棄の中に尖閣諸島が含まれるかどうか。これは、当然下関条約で含まれていませんので、返す対象にはなっていないというふうに一般的に理解されています。

そのほかに大正9年に、ちょうど西暦でいいますと1920年ですが、当時尖閣諸島に住まわれていました古賀善次さんという方がおられますけれども、中国の漁船が難破をして、そして中国漁船を助けたと。そのときに中国政府、当時の中華民国ですけれども、中華民国からいただいた感謝状というのがあります。その感謝状には、大日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島というふうに書かれておりまして、尖閣諸島が日本の領土ということを中国側も認めていたという事実が証拠として現在も残っています。

振り返りますと、1970年の中国の地図にも、学校で使われていた地図というふうに聞いていますが、日本の領土と明記されておりましたが、この年この海域から大量の油田があるということがわかりまして、その翌年から中国は利権確保のために地図上から日本領ということ抹殺して自国領であるというふうに言い始めたというふうに言われています。

いずれにいたしましても、1895年の1月14日に尖閣諸島が日本の領土だというふうに宣言して、そのことは一貫して変わっていないということでもあります。そういった歴史的な背景を含めて、今回日本の領土、領海、そして日本の安全を守るために、この議員提案第5号につきまして全員の賛成をいただきまして、関係機関に送りたいというふうに思っておりますので、どうぞご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） それでは、質疑を終了し、これより討論に入ります。

反対者の発言を許します。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） ただいまの議員提案の本意見書決議案に対する反対討論を行います。

私は、尖閣諸島について日本の領有は歴史的にも国際法上も正当であるという見解を皆さんと同じように持っております。第1に、今、後藤議員も述べられたとおり、1895年の日本による領有の宣言は無主の地の先占という国際法上全く正当な行為であったこと。第2に、中国側の主張の最大の問題点は、中国が1970年までの75年にわたって日本の領有に対して一度も異議も抗議も行っていないこと。第3に、中国側は日清戦争に乗じて奪ったものだと主張していますが、日清戦争の講和公約である下関条約とそれに関する交渉記録を見ても、今、後藤議員が言われたように尖閣諸島は日本が奪った中国の領域には入っていないなど、この主張は成り立ちません。日本の侵略主義、領土拡張主義とは性格が全く異なる正当な行為だったということであります。

一方で日中両国の間に尖閣諸島に関する紛争問題が存在することは否定できない事実です。1972年の日中国交正常化、78年の日中平和友好条約の際にも日本側が事実上認めたにもかかわらず、日本政府は領土問題は存在しないとして、その後あらゆる外交交渉を回避する姿勢をとってきました。78年の条約交渉過程では、中国の鄧小平、当時の副首相が尖閣領有問題の一時棚上げを唱えたのに対して、日本側は領有権を明確な形では主張しなかった。92年に中国が領海及び接続水域法という中国の国内法で尖閣諸島を自国領に含めたことに対しても日本側は事務レベルの抗議にとどめた経緯、これがあります。領有の正当性を理を尽くして主張する努力を避け続けてきたことに大きな問題がある。このことが問題解決の道のみずから閉ざす結果となっているのではないのでしょうか。本決議案もそもそも領土問題は存在しないという態度、表現になっています。この立場は一見強いように見えても、そのことによって日本の立場の主張もできない、中国側の主張への反論もできないという日本の弱い立場が続いてきたのでありませんか。この間、30回以上も日中間の首脳会談や懇談、外相会談があったとされていますが、尖閣問題でのやりとりの形跡もない、日本政府が国際社会に主張した例も見当たらないのです。中国の理不尽な上陸の繰り返し、不当な攻撃に十分な反撃をしないのは、法整備が不備であるからという論法は自衛隊法など法整備をして南西諸島防衛を強化する必要があるという旨の決議案の記述にあるように、物理的な対応や軍事的対応の強化を求めるもので、私はこれには賛成できません。

歴代政府も野田首相もアメリカ海兵隊イコール抑止力論を盾に沖縄に米軍基地を押しつける考えを正当化してきています。尖閣諸島についても、自衛隊法改正によって自衛隊が海上保安庁と連携をより強くすることができるという主張や自衛隊配備を可能にすること自体が抑止力になるといった主張は、軍事的行動に明らかに緊張を高めるものとなって、解決を遠ざけてしまうことになると思います。中国でも日本でも今尖閣問題を理由として日中観光や貿易、スポーツ参加、その他アジア経済にも広く影響が今広がってきてい

ます。私は本決議案が冷静な外交交渉による解決を求める立場がこの決議案を弱く、専ら物理的な対応強化することに主眼を置いたものになっていることから、その部分の削除、修正を求めてきましたが、変更はできないということでした。日中両国間の感情的な対立と緊張をエスカレートさせるようなことを自制し、歴史的事実と国際法上の道理にのっとり冷静かつ平和的な外交交渉で解決を図るといふ、この趣旨の沖縄県議会ではこのことを全会一致で採択された決議案のように中国側にも強く自制を求めながら当別町議会からも平和的解決を求める記述の決議をするべきだと思ふ。そういう立場から、本決議案には反対する意見といたします。

○議長（高谷 茂君） 賛成者の発言を許します。

稲村君。

○5番（稲村勝俊君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議員提案第5号 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書案について、国家主権を死守するという立場から国会及び政府に提出することを求め、賛成討論をいたします。

尖閣諸島は、歴史的にも国際的にも我が国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しません。こうした中、8月15日、中国の民間団体活動家らが我が国海上保安庁による警告、制止を振り切り、尖閣諸島沖の我が国領海に侵入するとともに、尖閣諸島、魚釣島に不法上陸しました。不法上陸のおそれありとの情報に基づき、海上保安庁は十数隻の巡視船艇を同海域に派遣し、領海内への侵入阻止を目指しましたが、上陸に至りました。抗議船は、海上保安庁の巡視船が接舷を試みた際、れんがを投げつけ妨害をしました。かかる行為は公務執行妨害が適用される刑事事件として司法が厳正に裁くべきものであります。しかしながら、2日以内の強制送還措置がとられたことは、我が国が中国の不当な要求に政治決着を図ったとみなされていたと言われてもいたし方ないと言えます。今回の事件は、我が国が正当に支配している尖閣諸島領有の歴史的、国際法的根拠をも揺るがし、我が国の司法制度をも侵すもので容認することができません。このような外交、政治決着を繰り返すならば、現在我が国を取り巻く国際環境にも対応できません。現政権以降、北方領土にはロシア大統領が2度にわたり不法上陸をし、竹島には韓国大統領の不法上陸が相次いで行われ、我が国の外交及び危機管理において歴史上の汚点を残し、このまま放置すれば我が国の領土、領海保全は極めて不安定な状況になるおそれがあり、尖閣諸島を初め領土、領海を守るといふ国家の意思など、より毅然とした対応を内外に明確に示す必要があります。我が国は、世界第6位の排他的経済水域面積を有し、豊富な海洋資源を保全し、国益を守るためにも国境となる離島の保全、振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていく必要があります。我が国の主権、領土、領海が現状において脅かされているという極めて重大な案件であります。国家の基本である主権、領土、領海に対し毅然とした姿勢をとられない国は、他国から信頼されません。まさに国家の覚悟が問われているのです。主張すべきを主張し、措置すべきを措置し、領土、領海の保全を全うし、我が国の

主権、国益を冷静に断固として平和的に守っていかなければなりません。本意見書については、我々日本人の覚悟を示す意味において全会一致が望ましいと考えます。

以上申し上げ、全ての議員の皆様のご賛同を求め、私の討論を終わります。

○議長（高谷 茂君） 以上で討論を終わります。

それでは、本案について採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、議員提案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第5号については、意見書案及び派遣する場合の議員の取り扱いは議長に一任願います。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第4、議案第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第3号 平成24年度当別町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに9,876万1,000円を増額し、その総額を77億3,454万1,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、地方債の補正につきましては、3ページに記載の「第2表 地方債の補正」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、減債基金積立金6,274万1,000円、障がい者自立支援給付費国、道支出金返納金473万7,000円、不活化ポリオワクチン接種事業454万5,000円、個別所得補償経営安定推進事業441万円、除排雪業務委託1,306万7,000円などを増額するもので、その財源といたしましては道支出金443万3,000円、財産収入414万5,000円、臨時財政対策債8,666万2,000円などを増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第5、議案第4号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第4号 平成24年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに325万円を増額し、その総額を1億8,126万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金295万円、諸支出金30万円を増額するもので、財源といたしましては繰越金295万円、諸収入30万円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、議案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第5号 平成24年度当別町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに1,618万1,000円を増額し、その総額を11億4,625万1,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたく存じます。

歳出といたしましては、基金積立金1,338万9,000円、償還金46万円、繰出金233万2,000円を増額するもので、財源といたしましては国庫負担金151万5,000円、支払基金交付金43万1,000円、道負担金577万1,000円、繰越金453万4,000円を増額し、措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、議案第6号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第6号 平成24年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに165万円を増額し、その総額を7,318万3,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたく存じます。

歳出といたしましては、居宅サービス事業費165万円を増額するもので、財源といたし

ましては介護給付費収入148万5,000円、自己負担金収入16万5,000円を増額し、措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第8、議案第7号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第7号 平成24年度当別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに148万4,000円を増額し、総額を8,009万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたく存じます。

歳出といたしましては、農業集落排水事業費において一般管理費45万9,000円、建設費102万5,000円を増額するもので、財源といたしましては繰越金148万4,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第9、議案第8号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第8号 平成24年度当別町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、資本的支出において上水道設備費37万1,000円を増額し、支出総額を6億818万6,000円といたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第9号、議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第10、議案第9号、議案第10号は関連がございますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました議案第9号及び議案第10号の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案第9号 当別町防災会議条例の一部を改正する条例制定について及び議案第10号 当別町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についてであります。いずれも災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に交付されたことに伴い、所要の改

正を行うためそれぞれ条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第9号、議案第10号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第9号、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第11、議案第11号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第11号 当別町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

従来の児童デイサービス事業における就学児支援を放課後等デイサービス事業として継続して実施するための条例を一部改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第11号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
本日の会議を閉じます。
平成24年第3回当別町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時02分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員